

平成25年12月17日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 2 号

平成 25 年 12 月 17 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 30 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 25 年 12 月 17 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初日に、議案第 85 号の第 2 表、繰越明許費の明細書の提出を求めておりましたが、総務常任委員会の皆さまには 12 日の委員会で、また、その他の議員の方には議席にそれぞれ配付をしておりますので、ご確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1、陳情第 30 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める陳情書についてを議題とします。

なお、要望第 29 号、母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について、陳情第 31 号、TPP 交渉からの撤退を求める意見書提出に関する陳情について、および陳情第 32 号、重要 5 品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定（TPP 協定）交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書提出に関する陳情書については継続審査となりましたので、議題としておりません。

これより委員長報告を行います。

陳情第 30 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める陳情書についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

委員長報告を申し上げます。

この陳情 30 号ですが、この請願趣旨とか、また要望趣旨。これはお手元の方に配布されていると思います。

この陳情を議論するに当たって委員の一人からは、これは地方と都市とのきめ細かな制度をもっと精査して、そういった制度設計が必要ではないかと。これは神奈川県横浜市では民間協力の下で待機児童ゼロということができております。

そういったことも含めてそういった意見もありましたけれども、現時点では、自治体責任の下で安心して子育てができる現時点の制度を支持すると。そういったことで全会一致で採択することになりました。

以上が委員長報告でございます。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから引き続き討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの
でご了承願います。

陳情第30号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出
を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第30号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

矢野昭三君。

7番(矢野昭三君)

それでは質問をさせていただきます。

まず1点目の、町の在り方です。

(1) 番目の、こんにちの平和、経済の発展の礎になられた方の戦死者(忠魂)墓地をどのようにしてお守り
するか問います。

私、毎年、慰霊祭にも参列させていただいておりますが、ご遺族の多くの方が高齢化などにより、歩くにも
なかなか不自由な方が多くいらっしゃる。そして人数も、参加される方も減っておるなあとというように思っ
ておるんですが、この旧佐賀町を見たときにはですね、各集落、各大字に大体1つつございます。墓地所とい
うのは。

一方、この旧大方町を拝見すると、白田川に1つ、それから入野に1つという格好になっておるといふ
に思っております。私も旧大方のことは十分に分かってるわけではございませんので違いがあるやも分かりま
せんが、まあ2カ所にまとめられておるといように考えております。

その佐賀の方を見たときにですね、ご遺族、足腰が弱ってまいりました。そして、ある、そういう戦死者墓
地というのは、その存在する場所が大変多くの場合、高台にございます。その墓地へ行くまでの間の道のりも
なかなか急で大変なものでございます。私とその墓地へずっとこう上がっていてもですね、これはなかなか
きついなあと。道も十分に整備された状況ではございません。墓地へまいりますと、その移設いうんですか、
そこから移動してご家族の墓所へお祭りしておるいう、その墓石が多々あるわけにございます。

どういうわけでそういうことになってきたのかよく分かりませんが、一つはやっぱり高齢などによるその足
腰が弱ってきたところが大きな原因であろうかなというように思うわけですが。このですね、実は私の手元
には、明治27年旧正月7日待遇規約というものが、写しがございます。これ原本ではございませんが。

これ、ちょっとカメラさん、写りますか。

1枚めくりますとね、明治27年旧正月7日、軍人待遇です。軍人待遇省令規約、幡多郡佐賀村というように書いております。これですよ。よう写してください。

それで、奨励したんですね。地域、村。明治27年というのは、町村制施行が明治20年だから、その7年後にこの正本自体はできたものですが、それまでにあったものを書き写したものであるということがこの中に記述されておりますので、実際はもっと早い。恐らく明治10年前後にはこういうものがあつたんであろうと。これはその地域の、その戸主、全員の名前、下にこう印鑑が押してますね。その中であつせん委員を2名と。

じゃあ、その中身は何なのかということになりますが、第1条はですね、軍人待遇奨励のために下のとおりに定む。こういうふうなことで、その中身はたくさんございますが、まあ兵隊さんになられていった所には年に3日、農作業の応援に行きますよと。あるいは、1里以上遠方の役所等、出掛ける場合には旅費。宿泊が必要な場合には宿泊料。そして、不幸にして亡くなった場合には慰霊祭を行うと。そういったことがこの中に書き記されておるわけでございます。

当時をご承知のように、西洋、アメリカ、ロシア等の侵略してくるその戦いをしないことには、わが国は植民地化されてしまうという、そういう事実があるわけですね。歴史で学んだのはその程度の話なんです。それへ向けて日本は、この小さな国が戦わないかと。植民地になるわけにはいかんというところからですね、国を挙げてそういうその外国との戦いのために国づくりに励んだと、すべての人がそれに取り組んだという結果なんです。明治27年というのは日清戦争。ほんでロシアとの戦いは10年後、37年、8年ですかね、明治。だからね、そこからずっとこう太平洋戦争へつながってきておるんですが、個人にとって、国民にとってですね、これ国のために戦ったんですよ。散々、国のために戦って亡くなった。結果として、じゃあ今のこの墓地所を見ても、こういうような歴史の中にあつてですね、私は非常にこれでいいのかと。ご遺族の方もお話があつたんですが、お聞きしたら。こういうことであれば、誰も国のためにとかいうような思いはなくなるぜよと、そういうお話をいただきました。そして、そのためにですね、父とか親族を失ったために、戦後何年ですかね、68年ですか、たっただいでもですね、やはり今もお苦しんでおいでの方がたくさんいらっしゃることも事実なんです。

そういうことを考えたときはですね、私はここままで果たしていいのか、いいはずがないと。

このことをどのようにお考えしておるのか、まず1点目お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは、通告に基づきまして矢野議員のカッコ1の、こんにちの平和、経済の発展の礎になられた方の戦死者忠魂墓地をどのようにしてお守りするかについてお答え致したいと思います。

先ほど議員も申されたように、黒潮町内における、いわゆる戦没者忠魂墓地は13カ所あります。そして、忠霊塔につきましては2カ所。こういうふうに把握しておりますけれども、その管理につきましては、遺族会の方々、そして各地域の有志の方々によって行ってこられたというふうに認識しております。

しかし、ご遺族の方々もご高齢になり、墓地の管理については大変なご苦勞をされているのではというふうに推察をしているところでございます。

行政施策としましては、一定の補助金を各遺族会に交付しておりまして、その一部が戦没者忠魂墓地の維持管理費として活用しているというふうに認識しております。

こんにちの平和、経済の発展の礎になられた戦没者の方々の忠魂墓地につきましては、これまでも、そして、これからもご親族によって守り、引き継がれていくということが最良ではないかというふうなことを基本的認

識として考えておりますけれども、関係者の方々の高齢化と地域の過疎化などが原因で忠魂墓地の維持管理に苦慮をしているという、こういう現状につきましてもしっかりと私ども注視をしながら、住民の皆さま方のご意見、ご要望等をしっかりと受け止めて、これまで同様に遺族会等へのサポートも継続していきたいと考えているところでございます。

以上で、質問へのご回答とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

私はもうちょっと、その事務的な話はあまり聞きたくないんですよ。これは、町長の心の中にあるもの、その中心にあるものをお聞きしたいわけです。

補助金のうんぬんとかいうのは聞きたくない。それはね、補助金とかいうのは問題なんですかね、これ。私は疑問があるんだな。その仕組みが私には分かっていないもので正確なことは言えませんが、ご兄弟に対するそのお墓の何かそういうお守りする費用にとかいうものがあるやに聞くんですが、それは遠隔の地に兄弟がおる場合は、大阪、東京におればそちらへ行くわけですね。だから、そういうことはあまり言いたくないわけですよ。

この当時、国を挙げて、あるいは昔は佐賀村、こちらであれば白田川村、入野村が挙げてですね、戦争へ行ってくださいというように、これはまあ仕組んだわけですね。そうしないと植民地になるんですよ。こんにちの繁栄じゃいうのは、おおよそ想像できない。敗戦いったってね、大抵もう食べられませんか、食べると病気になるのでね、食べることを控えてくださいというような、これだけ繁栄した国がですよ、世界の中で幾らあるんですか、私は知らないけど。病気になるから食べるなどというくらいの国なんですよ、わが国は。

あの佐賀の方へ行ったらね、大変荒れてますよ。私の1つお願いしたいのは、お願いというのは要望なんです。そこをね、歴史公園とか平和公園とか、そういったような形の、私はね、ことで、ご遺族の方や、その趣旨に賛同される方たちと、私、一度ですね、これ町としてですよ、話を私は取り組んでもらいたい。無責任、みんななりますよ、これ。散々、国のため国のためと言ってきたんですよ。私は戦後生まれですけど、最近その新聞、テレビ、雑誌なんかである程度知る程度でありますので、現実のことは分からない。しかし、戦争に行き行って亡くなってですね、そこへお祭りした。その墓地そのものは町から金を頂いたと、墓地を造るために。そういうことも伺っております。あとは知らんということであればね、誰が国のため町のためにね、汗を流しますか。私はね、心あるご返事をいただきたい。

お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

基本的認識は、先ほど地域住民課長が申し上げたとおりでございます。

この町内にあります忠魂墓地の現状の把握が少し遅れていたかも分かりません。その点については反省をしなければならぬと思っております。ただ、現状ですね、管理が非常に厳しいと。そしてまた、荒れてる忠魂墓地もあるというようなことでございましたら、できるだけぜひ地域でまずお話し合いをいただいて、それをいかようにして維持管理していくのか。こういうことがあってしかるべきではないのかなと思っております。

その理由はですね、単純に行政が業務を放棄しますということではなくて、地域がそういった知恵を出して、

労力を出して、お守りしていくことが一つの地域内での伝統であったりとか、文化の継承であったりとか、こういうことであろうかと思えます。祭られております英霊もですね、その方がきっと喜ばれるのではないかと、自分なりにはそう考えてございます。

しかしながら、これも地域住民課長の補足になりますけれども、それでもなおかつ維持管理ができないと、そういった地域もこれから出てこようかと思えます。そういった場合には対応も考えていかなければならないと考えますが、先ほどご提案いただきました忠魂墓地の歴史公園であったりとか平和公園であったりとか、こういったことの再整備というご意見を賜りましたが、これにつきましては実際町の方でまだ協議をした経過がございません。

よって、これから地域の実情の把握に努めて、あらゆる選択肢を残したままで、いかようにして維持管理をしていくのかと、こういったことにも努めてまいりたいと思えます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

まあ前向きに取り組んでいただけるふうでもございますので、今後の町行政に期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

2番目へ移ります。

若者の出会いの場、結婚、出産、保育、義務教育などに支援をするか問います。

この件についても、私、平成19年、この場へ立つ資格を与えていただいてからですね、人口構造がこま型の状態、ピラミッドが逆立ちした状態ということで、今後この問題についても取り組む必要がございますねということで、この場で声を挙げられてもらいましたが、だんだんだんだん減ってまいりまして、先の議会でも同僚議員からもこの人口問題に対する心配事のお話があったとおりでございます。

これはですね、こまも芯棒があるうちは回りますが、そのうちにちびてなくなれば、こまは倒れる。町の人口も同じことでございまして、支える若者がいなくなれば倒れることは、もう言わずとも分かった話でございしますが。

この2番目のですね、このことについて、新年度へ向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは矢野議員の1、町の在り方についての（2）若者の出会いの場、結婚、出産、保育、義務教育等に支援するかを問いますというご質問にお答えを致します。

まず、通告書に基づきまして、私なりに考えたご答弁で答弁をさせていただきたいと思えます。

ご質問の趣旨は、人が誕生するきっかけから義務教育課程に及ぶまで町は支援するかということでございまして、趣旨からしますと黒潮町がこれらのことについて総合的なサービスはどのような状況なのかといったことではないかということで、まずご答弁をさせていただきます。

黒潮町の公式ホームページをご覧くださいますと、現在、最初の画面には、拳ノ川地区で行われている四季折々の催し物として、若山楮の蒸しはぎの作業風景がご紹介されてございます。そして、その下にライフイベントということで9つのイラストでご紹介しておりまして、一つ一つのご紹介を致しますと、妊娠、出産、子

育て、教育、仕事、結婚、住まい、引っ越し、病気、けが、障がい、介護、そしてお悔やみというそれぞれの目的で支援の内容をご紹介します。

その中で、まず若者の出会いの場といいますと結婚という目的になろうかと思しますので、そのイラストの部分を選択しますと、最初に手続き、届け出と、婚活というサービスがご紹介されてございます。

この婚活のメニューに、こうち出会いのきっかけ応援サイトというものがございまして、このサイトは高知県地域福祉部少子対策課が運営しているものでございまして、冒頭に婚活サポーターとはという見出しがございまして。その内容を読みますと、婚活サポーターとは、それぞれの地域において結婚に関心がある独身者をボランティアで世話するお世話焼きさん。つまり、お仲人さんでございますね。とありまして、養成講座を受講してサポーター活動についての同意をいただいた方を婚活サポーターとして登録しますとされてございます。平成25年10月3日現在、県内で93名の方が登録されてございまして、黒潮町内でもお一方が登録をされてございます。

その活動状況と致しましては、平成22年11月の開始時から平成25年3月までとして、相談件数が1,947件。そして、引き合わせをした件数。これが826件。その後、交際に至った件数が202件となっております。このデータだけで見ますと、引き合わせから交際に至るまでの確率は4分の1ということになってございます。

また、そのサイトの中でイベントカレンダーという所を選択致しますと、婚活イベントのこれまでと、そして今後の情報が提供されてございます。その中で、これまでのところで2013年の9月、今年の9月でございます。14日、15日の2日間、黒潮町内で開催された婚活イベントが掲載されてございます。主催は黒潮若手の会で、場所は蜷川のであいの里でございます。うってつけの名前でございます。募集対象が20歳以上の独身男女で、男性は黒潮町内在住者に限定されたということでございます。イベントでは町内外から19名の男女が参加致しまして、お互いの距離を徐々に縮めていって、その後どうなったかという結果は広報11月号でもご紹介されていまして、ご覧いただけたかと存じます。

広報も毎回読んではいらぬものの、ここだけは見逃したという方だけにその結果をここでご紹介しますと、19名中、見事3組のカップルが誕生したということでございます。こちらの確率は約3割という結果になってございます。ただし、カップルが成立したということで、すぐに交際が決まったわけではございません。それから本当に大切な時間ですよということは、このサイトの中のワンポイントアドバイスという所でもご紹介されていまして、ご参考にしていただければと思います。

そして、ご結婚されれば、まず手続き、届け出となりまして、その次の支援としては、妊娠、出産なのか、住まいなのか。あるいは、お仕事なのか、お引っ越しなのかという各種の行政支援をご紹介しますので、それぞれの目的に応じて黒潮町の公式ホームページをご活用願えればと思います。

この黒潮町ホームページ、ご覧いただくことで、その一つの行為がきっかけで始まって、各種の行政サービスを知り、そして享受されることで住みやすいまちづくりを目指そうとするものでございます。

そして、議員の一般質問にございました、26年度に向けてどのようにするかというご質問に対してでございますけれども、若者の出会いの場の創設という町の考え方と致しましては、現在、高知県の既存の助成制度を活用して継続を実施していただきたいということと、先ごろ新たに内閣府から提案された、少子化危機突破のための緊急対策事業というものも発表されてございます。この制度をもう少し詳しく検討して、制度活用するのか、あるいは町単独事業で実施するのか、そういったことも検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

加えて、先述の婚活サポーターについても、黒潮町内ではまだお一方しか登録されてございませんので、この機会にまたご応募も促してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

耳障りな話はしたくないんですけど、この議会というこの場はですね、町長とこの議員とのやりとりでございまして、この場の発言すべて町長が発言をしておるといことなんですね。私なりの答弁という考えとかいうのは、これはいきませんよ。耳障りなことですがそういうことですので、課長答えるときは全部町長が言いゆういことなんですよ。そこはね、勘違いしないようにしてください。

それでまあ、その来年度へ向けてのは分かりました。

時間の都合で前へいきますが、3 番目、庭先集荷事業の成果と新年度への取り組みを問います。

これは、私はいい制度だなあというように基本的に考えておるわけですが、この 24 年度業務報告でもいただいております。ただ、この中ではですね、成果いうものが記されていないわけでございます。特に、金額的には小さくても、まあ高齢者のやりがとか、生きがとか、それが大事である。

もう 1 つ、福祉政策の中で見守り業務を兼ねておるんだということ、いいなあというように感じたわけですが。

その実証の業務、まあ委託してやっておるんですが、その成果ですね。その成果をお答え願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

おはようございます。

庭先集荷事業の成果と新年度への取り組みを問いますについて、通告書に基づいてお答えします。

庭先集荷は平成 19 年度、高知県自治研究センターが湊川地区において調査研究を目的とした実証実験を開始し、20 年、21 年度の 2 年間に、馬荷、七郷地区に範囲を広げ、国土交通省が事業を行いました。平成 22 年度から黒潮町が県の事業を取り入れ、有限会社ビオスに委託し、現在、佐賀地区 3 ルート、大方地区 4 ルートで、町内 7 ルートでの事業を行っています。

利用については、平成 22 年度当初は 80 名、売り上げは 640 万 4,000 円でしたが、平成 24 年度末では 70 名、1,095 万 6,000 円の売り上げ実績が伸びていますが、まあ利用者については 10 名減少にはなっているところです。

ビオスへの委託料については、平成 22 年度の 768 万 5,000 円、平成 23 年度が 895 万 7,000 円、平成 24 年度が 943 万 2,000 円になっておりますが、これまでの事業実績によってもたらす農地の保全や集落機能の維持、また高齢者の生きがい対策、見守り、買い物事業等、効果としては確実に上がっていると考えています。

課題としては、高知県補助事業を活用しての事業実施しておりましたが、今年度で 3 年経過することにより、次年度以降の国、県を踏まえた補助事業は困難な状況にあります。しかし、本事業を単独事業として実施していくには、これまでの庭先集荷システムを継承しつつ、可能な限りの合理化を行い、町外を見据えた販路の拡大や販売額の向上、利用者の拡大につなげていきたいと考えています。

また、今後は福祉施設や地域活動拠点施設と連携し、協同による事業を検討していきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

このことについては、住民、利用者の方からもその感謝のこのメモ書きを頂いております。大変、私たちは助けられておるんだということが言われております。これからもですね、財政的には厳しくなってしまうと思うんですが、引き続きそういう福祉行政の中でですね、ぜひ取り組みを続けていただくことをこの場でお願いしておきたいと思います。

それではですね、次のこの4番。くろしお鉄道の斜路、手すり整備を、株主、行政としてどのように取り組むか問います。

ずっと私は、この問題についてはもう今年の9月やったかな、からずっとこう質問重ねておるわけですが、県知事の方におかれても、なかなかその高知県障害者計画とかいうような大変立派なものを作っていたらいいおるわけでございます。

この中にもいっぱい書いておるんですけど、要するに障がいのある人もない人も、高知で暮らして良かったと心から思える高知県にしていきたいと考えておると。これは県の姿勢、知事が方向を示したものでございまして、それは間違いなく進んでいっておるであろうというように考えておるわけですが、ずっとこう答弁をいただいております中でもですね、なかなかそれを素直に、まことのうと、こういうようには受け止め難い答弁をいただいております。わが黒潮町においてもこれに応じて、この県計画に倣ってですね、障害者福祉計画も策定していただいております。これは町長が作っていただいたということでございます。

その中でもですね、町の計画の中でも、この25ページなんかを見ますと、高齢者疑似体験を今後も継続して実施しと、誰もが参加しやすい社会教育の場となるよう実施体制を整備しながら推進していきますと、このように記されております。これは方向を示すということは大事なことでございまして、そのとおりということでございます。

ただ、現実に目の前でその列車へ乗るときの状態を見た場合にですね、あまりにもその障がい者のことがどの程度配慮されているのかなあと。これは何も黒潮町だけでなしに、高知県も含めての話ではございます。私が一番思うのは、この疑似体験。前回は質問したんですが、あれは人権問題の観点からご答弁いただいたんですね。私はこの福祉計画の中からの質問でございましたので、その点からご答弁をお願いしたいと。当然、人権問題ではございますよ。

一回試しにですね、あの10メートルあるんですよ。佐賀の場合は5メートル上がって5メートル下がる。鞭が約10メートルですかね。上がりっ放しの。そういう所をですね、一回この両足を大きな木でもくくりつけて、松葉づえついて上がり降りする。そういう疑似体験をですね、私ぜひやっていただきたいと。県庁なんかでもですね、あれエレベーター使ってるんですよ、皆さん。みんな、足が丈夫い人も。ここはないけど。

ほんとにやる気でやるというように構えていただかないとですね、弱い立場においでの方というのはね、声をよう出さないですよ。ほんとに。だから、皆さん元気な人がね、そういう足腰の弱い立場の人にどれだけ近づいていけるか。近づけるか。それは自らをそういう、一度不自由な思いをしてみたらよく分かる。そのことを私は前々からここで発言しておるんですが、今後ですね、株主なんですよ。今まで大体ねくろしお鉄道がやることじゃ、考えることじゃというがと、幡多のその何か行政の連絡協議会か、行政何とか会ですね。ありますね。運営協議会ですか。土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会。市町村がやったら、県はお付き合いをしますよというのがね、県の答弁なんですよ。もってのほかですね、こんな言い方は。

だからね、まず町としてどう取り組むのかお答えください。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは矢野議員の1番、カッコ4の、くろしお鉄道の斜路、手すり整備を、株主、行政としてどのように取り組むかという問いに、通告書に基づきましてご答弁をさせていただきます。

くろしお鉄道駅の斜路、手すりということでございますので、現在懸案となつてございます土佐佐賀駅のバリアフリー化について、先の9月議会においてご答弁させていただいたその後の経過についてお答えを致します。

くろしお鉄道駅の施設整備の優先順位と致しましては、特急列車が常時停車する駅からバリアフリー化を行おうとする方針で取り組んでいるところでございまして、土佐くろしお鉄道中村宿毛線において特急列車が常時停車する駅で一定のバリアフリー化がなされていないのは土佐佐賀駅のみとなつてございます。そのため、土佐佐賀駅の大幅な改修の計画を進めているところでございます。ただし、鉄道施設等を改修する場合は国土交通省の認可が必要とのことでございまして、現在、くろしお鉄道株式会社と国土交通省との間で工法協議が行われてございます。

この大幅な改修事業の内容は、現在、駅の乗車ホームに移動するための跨線橋（こせんきょう）を撤去致しまして、駅舎から線路上を横断して、直接乗車ホームへ移動できるようにし、この間には安全面の配慮から踏み切りも設置するような計画でございます。さらに、車いすでご利用される方への対策と致しまして、跨線橋（こせんきょう）を撤去した部分に斜路を新たに設置しまして、バリアフリー化を図ろうとする計画で工法協議をしているところでございます。

一方、この改修事業費の財源的な裏付けと致しましては、土佐くろしお鉄道中村宿毛線幹事会加盟の高知県と四万十町、そして幡多郡内の市町村において確認が取れていますのは、この改修事業計画および事業費等に大きな変更がない場合には支援が可能であるとの認識も得てございまして、国土交通省の事業認可を現在待っている状況にございます。

6月議会で実施の時期につきましても触れましたように、JR四国内では最優先の改修事業という位置付けまではなされてございます。最速で事が進めば来年度予算ということにもなりましようが、先述のとおり国土交通省の事業認可待ちということと、事業採択のエリアが日本全国ということもございまして、日本全体でJR四国のシェアがどこまで通じることが今後の鍵となっているようでございます。しかしながら、来年度は無理にしても一定の方向性は見えてきましたので、全く実現性のない状態からは脱皮して、ほんの少しではありますが進ちょくしている。そのような状況にございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、その他のくろしお鉄道駅の整備についてでございます。

普通車両の停車駅のバリアフリー化については、現在、海の王迎駅や佐賀公園駅などで新しい駅には施されていますけれども、旧国鉄時代からの在来駅では、その多くがバリアフリー化には多額の費用を要する状況にございます。

加えて、現在、土佐くろしお鉄道の沿線では、土佐くろしお鉄道が保有する建築物、構築物のうち、大規模地震が発生した際に、乗客および地域住民の人命等に影響を与える可能性の高いものから順に耐震化の事業を進めてございます。その事業内容は、まず中村駅指令室の耐震化をはじめ、黒潮町内では白浜の松の岬高架橋や、川奥の犬又谷橋梁（きょうりょう）、同じく中谷橋梁（きょうりょう）など、平成28年度までの緊急震災対策として年間約5,000万円規模の事業費で計画されてございます。これに伴う各自治体の負担金も必要となつてきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ大変努力していただいておりますので、その点については、皆、理解していただいておりますので、感謝しつつですね、積極的にまた取り組んでいただきたいことを申し添えて質問は終わりますが。

次、2 番目の、災害に負けないまちづくりです。

本件についてはですね、もうこれは町長随分頑張っておやっています。私が言うまでもなく、本当にですね、ご苦労でございますというように考えております。その結果として、国の大臣とか重要な職責にある方がこの僻遠（へきえん）の地までおいでいただいたということは大変感謝するわけでございます。

そこでですね、その災害に負けないまちづくりの中で1 番目ですね。

自動車専用道路の計画に合わせ、防災対策のため市ノ又へ住宅、工場、ヘリポートなどの用地造成をするか問います。

これはちょうど漬かる心配のない所でございます。現在のその防災会議が発表した、その波の来る心配のない所で比較的地盤が安定したとこでございますが。ここは自動車専用道路が通って谷あいトンネル口になりますので、そのトンネルのずりをその谷へずっと埋めていけば、あと、その住宅とか工場用地、ヘリポートの用地、そういったものができるわけです。国道からはですね300メートル、2、300、今の国道から行けば、すぐ着く距離でございますので、どっちみちトンネルのずりをはるか、そこから佐賀まで運ぶような、仮に計画だとすれば大変なお金が要るわけです。それよりも、そのトンネル口へずりをそのまま置けば、その費用が要らなくなるわけですね、残土処理の。ずりを運ぶ運搬距離がゼロになる。お金がその分、全部浮く。国にしたらそういうメリットがあると思うんですよね。私たちの方は、そのとにかく行き先、土地を構えないけませんので、それがまあ、あっさり言えばただできると、こういうことになろうかと思えます。

できた後はね、企業誘致、工場誘致にすれば、その問題のですね道路建設のために B/C（ビーバイシー）がどうも何ともならんということで、投資に対する経済効果が低いということを言われておるもんで。それならば、そこに工場を誘致して、あるいはヘリポートを造ると。住宅、そういったものを造っていけばですね、B/C（ビーバイシー）は上がるんですね。経済効果は上がってくる、当然。

ただ、道だけを抜くだけやなしに、道を抜く片っ端そういう投資をしていくという計画があれば、私はもっとこういうのを、地震、津波で危ない所であってもですね、一定の説明がつくんじゃないかと思うわけでございますので、ここはですね何としても、この機会を逃せばなかなか難しい。

災害に負けない町をつくるためにもですね、そういう機会を生かしたらどうかと思うんですが。

ご答弁いただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員 2 の 1、自動車専用道の計画に合わせた市ノ又への住宅、工場、ヘリポート等にかんする質問についてお答え致します。

承知のとおり、窪川佐賀間の高規格道路は、南海トラフ巨大地震において災害発生の可能性が高い現道の危険個所の回避、災害時に機能する緊急輸送道路として、また、地域産業の活性化や観光振興に役立つ大変重要な道路であると認識しています。

その区間の一つである片坂バイパス区間では、現在工事が順調に進められているところであります。そして、

もう一つの区間である拳ノ川佐賀間でも、その基本となる各種の測量と調査が現在進められているところです。

現在、具体的な設計協議が示されておりませんが、この区間の途中にある市ノ又の谷の活用については精緻（せいち）な図面がないので、現段階では難しい課題ではありますが、工事に伴い多量に発生する残土場の活用や津波被害想定を考えますと、広範囲な土地の代替機能も含めて、今後、関係機関との協議を行い、選択肢の一つとして検討させていただきたいと存じます。

なお、この構造につきましては国土交通省の方にも図面を届け、一定の提案はさせていただいております。矢野議員におかれましては、将来を見越した利発な提案をいただき、ありがとうございました。

以上、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

前向きにやっただいておりますので感謝致します。ありがとうございました。

2番目へ移ります。

伊与喜小学校周囲、くろしお鉄道公園駅の裏山など、町有地を活用し、住宅などの用地造成をするか問います。

この旧佐賀町の方については、なかなか宅地用地いうがはここという所が大変少ない場所でございます。それで、ここに挙げました所はですね、小学校付近については旧佐賀町時代にだいたい土地を買収しております。住宅にしてくれという地域の声にも挙がって、その計画を進めておった経過もございます。

それから、くろしお鉄道公園駅の裏というのは白浜の方の土地がだぶんございます。その中の白浜の方からありがたいお話をいただいたのは、あそこに土地があるので、あそこを造成してもらいたい。自分の所はなんちゃ自分の家の分ばああったらええと。あとは皆さんのために利用してもらったらいからというような、ありがたいお話をいただいております。ぜひですね、そういう所を。

それからあと、熊野浦の方へ寄った所にもその個人の土地があるということで、山が。そこも使っていたらいいからというありがたいお話をお聞きしました。ぜひですね、これは現在のその南海トラフ、この地震の法がせんだって成立致しました。これは町長を先頭にですね、知事、国、大変なご尽力賜ってできたわけでございますが。あの法の中を見よったら公布の日がいつか分からんし、その施行日もちよっと法だけでは分かりかねますが、その施行になってから動くということでは遅いですね。施行になったときにはすぐ現場の測量を行けるような状態に私はしていかないと、これは進みにくいなあと。この、誰かが言われましたが、鉄は熱いうちに打てと、こういった言葉は適当かどうか分かりませんが、この今、このいうときにやらないと、時間がたつてずつとしまつとなかなか進みにくくなると。それで速やかにですね、そういった場所へその用地造成。

まあ旧大方町の方を見ますと、どこも裏山が緩やかでございます、昨日もちよっと避難道を見せていただきまして、歩いて回りましたが。やはり、いざ本腰かけてやろうとすれば、こちらは緩やかですね、あの山が。どこでもできます。

佐賀の方は、だからそういった場所がないもので、今言ったような所を適当にこう印してですね、そこらを中心に住民との懇談を重ねていけば、おのずと場所が決まると思うんですが、それを早くしていただきたい。

これをどのように取り組むかお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、カッコ 2、伊与喜小学校周辺、くろしお鉄道公園駅の裏山等町有地を活用した住宅等の用地造成にかんする質問についてお答え致します。

伊与喜小学校の周辺の和田地区の裏山は、旧佐賀町時代に農村工業団地用地として購入したものでありますが、現在はこの計画は取り消しとなっています。このうち町有地の和田南山の面積は 12 万 4,000 平方メートルほどの山林、原野等となっています。

この周辺の開発につきましては、現在、佐賀地区厚生文教施設、津波移転対策基本計画の中で検討を進めていますが、まだ、その具体的な計画が策定されていません。平地の少ない佐賀地区の現状を考えると、津波被害のないエリアであることから、住宅地も含め候補地の一つであろうと認識しています。また、くろしお鉄道公園駅の裏山についても平成 6 年に道の駅用地に購入した用地であります、その面積は 1 万 700 平方メートルほどございますが、一部において共有名義であることから登記が難しい筆がありますし、現在、その具体的な開発計画は持ち得ていません。

いずれにしても大規模な開発になりますと、将来のまちづくり計画や人口の変動、財政的なことを含めて、関係者の皆さまと慎重に検討する必要があるかと存じます。特に地域住民の思いや願いはどこにあるのか、今後さまざまな機会をとらえて判断していきたいと考えています。これからもさまざまな場面でご尽力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。次へまいります。

3 番目の、自動車専用道のインターを佐賀北部へ設置について、平成 19 年 11 月 12 日付および平成 23 年 12 月 26 日付で要望書を提出しているが、その具現化に取り組んでいるか問います。

実は 1 つ、私の資料で落としておりまして、平成 18 年 2 月 28 日付でもですね、当時佐賀町ですが、佐賀町長と議長あてに 625 人の署名を添えて、この問題は要望しております。が、今のところあまりいい話は入ってきておりませんので、とにかく逃げ道を開けておくと。佐賀の方から言えば、あるいは入野方面から言えば、それへすっと飛び乗って、自動車道ができるんで、それへ飛び乗ってすぐ降りれる。親類縁者の多い佐賀の北部地域での生活をする方が望ましいと思うんですね。逃げ道はつくっても後の生活がありますので、生活の場を確保せないかんと。だから、逃げ道と生活の場を一緒に、同時進行でやる必要があるわけです。それを拳ノ川、佐賀北部を過ぎますと、それはもう窪川へ行ってしまいうんで、あとは比較的、まあ隣町ではございますが、町内ほど親せき縁者はいない状態ですね。だから、そういったことを踏まえてですね、私は逃げ場を早く構える。

まあ、イノシシがね、山の頂上付近でこう、ねぐらがあるんですがね、そこへ行ってみましたら、大体、四方へ道がついてますね。逃げ道。あれは餌を取るための道じゃなしに、ねぐらの所にある道が四方に伸びておるといのは、あれは敵から身を守るための逃げ道でございます。私たちもそういう地震、津波から身を守るために逃げ道をとにかく確保せないかんとという観点からですね、それ踏まえて、あと日常生活の利便性ですね、踏まえて質問しておるわけでございますので、その喜ぶような、前向きに動けるようなご答弁をいただきたいわけです。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員 2 のカッコ 3、自動車専用道路のインターの取り組みについて、ご質問にお答え致します。

この件につきましては先ほど言われましたように、幾度となく地域から要望をいただき、国土交通省に対して今年度を含め積極的に要望してきたところであります。

一般国道 56 号線片坂バイパスにつきましては、線形不良解消および防災危険個所回避を目的として平成 30 年度の供用を目指して、現在、事業を推進しており、環境影響評価や都市計画の変更手続きにより事業休止が伴うフルインターへの変更を行う予定はないとの回答を受けています。

ただ、大規模災害発生時などに限り緊急退出路などの整備については、各工事用道路の利用とも考えることから、今後、地域の皆さまの意見を踏まえ、検討させていただくとの回答を受けています。

町としましては、今後も皆さま方の声を国土交通省に届ける努力をしてみたいと考えております。

以上、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それでは、まあ取り組んでいただくということで、ありがとうございます。

4 番目へまいります。

地震、津波対策に併せ、住家の火災が多いため、避難路と水利の整備を急ぎ行うか問います。

やっぱり地震、津波も大事でございます。避けて通れない問題でございますが。しかし、やっぱり人家の火災も割合多く発生しておりまして、これも大変な、日常生活の中のことでございます。やっぱり逃げ道が欲しいし、何といたっても水利でございます。せんだっての火災も水利があつて、そして施設があつて、何よりも団員の皆さん、地域の皆さんのご尽力によって、あまり大きなことにはならず済んで良かったなと思っております。

ぜひですね、その点についての取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の災害に負けない町、その 4 番目の住家の火災に対する避難路と水利の整備についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、町内の消防水利の状況についてご説明を致します。

現在、町内には、防火水槽が 124 カ所、消火栓が 428 カ所あり、そのほか学校のプールが 10 個あります。また、河川等も水利として利用をしております。

ご質問の水利の整備についてでございますけれど、これまでの整備が行き届いていない所、また、住宅地の広がりに伴って必要になった所につきましては、部落要望による区長さんの意見や消防団からの要望を受けて順次整備をしているところでございます。

来年度、平成 26 年度におきましても、そういう要望地域の所を中心にして、防火水槽を 3 カ所、消火栓を 3 カ所設置したいと計画しておるところでございます。

なお、避難路の整備でございますけれど、町内には消防車や救急車が侵入できない場所や避難路整備の課題

が各地に山積しておりますが、現在は、津波対策の避難路整備を優先して、全力で整備を進めているところであり、火災に対応した避難路につきましては、緊急かつ特別な場合を除き、その後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それではですね、カッコ 5 番ですね。

伊与木川坂折新河道から港佐賀橋下流までの河川整備はいつ完了するか問います。

これは平成 10 年ごろにですね、県の土木事務所が計画を作っていたいておりますね。あそこは可動堰（ぜき）が実際あるんですが、それを動かすことは下流の整備が完了してからでないと動かさんという、そういう約束がありました。現在、まあ諸般の事情で固定堰（ぜき）になっておるわけで、それはそれでもう仕方がないことであろうかと思うんですが、下流の整備がなかなか進みません。下流で生活されておる方はやはり心配をされておりますので、これ速やかにやっただかかないと、過去の約束を守らんということになってきますとなかなか困りますので、速やかに、港は特に国道橋であった所から下流側が大変掘れております。堤防の根入れがそれほどございませぬので、あれ流されたら大変なことになります。

この河川整備、いつ、これ完了するんでしょうかね。お尋ねします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、矢野議員 2 番のカッコ 5、伊与木川坂折新河道から港佐賀橋下流までの河川整備にかんする質問についてお答え致します。

伊与木川坂折新河道から佐賀橋、旧国道橋の間は、平成 24 年度までに県において整備を進めており、残事業は漁港区域のみとなっております。現在、当区域については施設の老朽化対策等を検討中ではありますが、引き続き平成 26 年度は河川断面の確保に向け、佐賀橋から港佐賀橋までの左岸側の測量設計を行う予定で予算要求を行ってると聞いています。

町としましては、早期の整備完了に向け、引き続き県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それでは 6 番目のですね、基幹集落センターの耐震工事はいつ行うか問います。

あこの施設は佐賀の開発拠点にするというのが設置目的でございますが、条例事項でございますが、なかなか使いにくい状態ですね。やっぱり管理、ちゃんとしていただくにはお金が要ります。お金を入れていただく。そして、耐震構造もちゃんとしていただくと。そうしないとですね、上には国土交通省の事務所があるんですよ。

いかがされますか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼致します。

それでは矢野議員ご質問の、基幹集落センターの耐震工事はいつ行うかについてお答えしたいと思います。

拳ノ川基幹集落センターにつきましては、昭和52年3月に建築されており、築36年を経過しております。

山村地域農林漁業特別対策事業によって、当初は、議員おっしゃられましたように、町の産業振興開発の拠点施設としての基幹集落センターと、そして拳ノ川診療所、そして農協事務所との合体施工によって建築しております。しかし、昭和62年4月に拳ノ川診療所につきましては現在の保健センターと同じ場所に移転をされ、現在使用はされておられません。

また、現在、農協事務所はその一部について国土交通省に貸与されまして、片坂バイパス窪川佐賀道路の工事事務所、建設監督官詰所として使用されております。しかし、JA高知はた農協では貸与後の利用予定は現在のところ考えていないというところがございます。さらに費用対効果面でも、JAにつきましては耐震工事等の実施は考えていないということございました。

本施設につきましては、JA高知はた農協との合体事業施設でありますので、何事につきましても双方の協議による実施が前提になると考えておりますが、町と致しましても、現在、利用率、こういった部分を考えたときに、片坂バイパス窪川佐賀道路の事業の完了までは耐震工事の実施は難しいのではないかとというふうに考えております。

今後の基幹集落センターの耐震化を含めました活用計画等については、引き続きJA高知はた農協とも協議を行っていきながら検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

あの利用率が低いというのはね、利用できない状態だから利用率が上がる道理がないんですよ。お金入っていないんです。ほこりだらけ。水道も便所も使えない状態になってるんですね。まあ、なってるって、してるんですよ、使えないように。だから、利用率は上がらない。だから、そこが先なんですよ。整備することが先なんですよ。それをせずに利用率が低い言うのは本末転倒した話でね、これは聞くわけにはいきませんね。

私の言うのは、あそこは非常に最近、自宅で告別式とか葬儀をされない場合が増えてきておまして、あそこをその葬儀場として使いたいというようなこともあるわけです。だから、それへ向けて整備も含めてですね。年がいきますと足腰が弱い、車の運転ができない。だから、よそにその葬儀場があるもんだから、そこへ行かないかん。だから、地域でお亡くなりになってもですね、その最後のところのお見送りができないという状態、増えておるんですね。だから、あの施設を使って葬儀場にしたいという声もあるわけですよ。だから、それらに、要望にぜひ応えていただきたいということを申し添えまして質問は終わります。

次いきます。働く場の確保ですね。

働く場確保のため、農業、林業、漁業などの振興に、一次産業者、団体、町、県などで振興を図るための会議をすべきと考えますが、どのように取り組むか問います。

農業においても前々から言うておりますように、最盛期の半分。多分、水産も半分までは減ってないかも分からんが、水産の方のデータがね、ちょっと頂いてないもんで正確なことは分かりませんが、ただ、昨今の水

産業を見ても、落ち込んでいるのは明らかですね。それから、山。これはですね、昭和39年に山、材木は自由化になったんですよ。以来、一度も上向くことがなく、下がりっ放しでこんにち来ておりますね。

昭和40年の統計を見てもですね、立木、山の立った状態で、大体1万3,000円、4,000円ぐらいですね。そのときの、大体、公務員の初任給がそんなもんですよ。現在はどうかいうたら、諸物価、給料、多分10倍に上がってますね。ところが、林野庁のデータ見ると8,000円を切ってるんですよ、立木価格が。これは24年の。だから山で生活ができない状態になっておるんですね、これは。だからね、自由化というのは恐ろしいんですよ。いつの間にか生活ができなくなってしもうたいう状態。これはですね、私は町としてこのままおるわけにもいきまい。何とかせないかん。若者がここに残って生活ができるような収入が要るんですよ。そうでないと、この町はなくなる。

ぜひですね、その一遍に集めることは難しいでしょう。それぞれの分野分野においてですね、私はこの振興を図るための会議を立ち上げていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

矢野議員の働く場の確保の1の、働く場の確保のための農業、林業、漁業等の振興に一次産業者、団体、町、県等で振興を図るための会議をすべきと考えます。どのように取り組むかの問いについて、通告書に基づいてお答えします。

農業、林業、漁業の第一次産業者と、それに関係する各団体および町、県が一堂に会しての会議は他の職種からの意見等を聞くことができ、情報交換等、新しい施策などを知ることができるという意味では必要と考えています。

しかし、その職業に特化した事業の展開を行う必要があると考えていますので、現在行っています職種別の取り組みを、より深く具体的に同じ職種の関係機関と一緒に進めていく考えです。

農業におきましては、高齢化や後継者不足等による農家戸数の減少が進んでおり、また、各農家の出荷額もJAへの販売額から見ても、年々減少傾向にあります。

このような状況の中、町としては農業の振興策として最初に取り組むべき施策として、新規就農者の育成、確保を掲げています。この取り組みには、県はもちろんJAを含めた協議を行っており、具体策として今年度から始まった黒潮町農業公社での新規就農者研修もその中心的な一つであります。

また、篤農家での研修事業も平成22年度から継続して実施しており、着実に年々、新規就農者を確保、育成することができています。働く場の確保という意味でも実行できつつあります。

次に、農業所得を向上し、経営を安定していく取り組みについても、JAの各生産部会や、県を交えての協議を行っています。

町としても、ハウス等の生産基盤への各種補助事業や町単独事業の導入を行い、新規農業者への初期投資や既存農家の経費削減を図ることなど、事業を実施することで、農家所得の向上、経営の安定を図る施策を講じております。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは矢野議員の3番、働く場の確保ということでお答えさせていただきます。

林業、漁業について、それぞれ現在、会として進行しているものについて述べさせていただきます。

林業につきましては、9月より自発的な集まりとして地域材をフル活用した地域再生にかんする勉強会を立ち上げ、高知県西部で開業予定のバイオマス発電をにらんで、木材利用の促進による雇用拡大ということで定期的な話し合いを進めています。参加者は、黒潮町、幡東森林組合、県会議員、コンサルタントです。

協議の内容は、1、森林施業や補助金取得に欠かせない森林経営計画にかんすること。

2番目として、町内に散在する広葉樹の木材利用にかんすること。

3番目として、県内の木材利用が高まっている現在、山からの木材の搬出にかんすることとなっております。

この中で出された課題について、11月下旬に幡多林業事務所に関係者で要望活動を実施しました。

内容は、1、森林経営計画作成について事務書類の簡素化を図ってほしいということです。特に、同意書の簡素化ということで要望しております。

2番目、原木の供給体制についてということで要望しました。内容については、高知県全体の木材状況の中で急激な木材利用が必要となっているので、各種の支援策を要望しました。内容については、作業道の開設とか、高性能林業機械の導入ということで要望を行いました。

会として、これからは広葉樹の活用、モデル林、これについては所有者の提供できるということで承諾を受けてますので、モデル林を設定して、伐採や集材にどれだけの費用が掛かるか。バイオマス発電の効率に係る含水比率についても、伐採してからどのくらいで含水率がどのくらいになるかということなども含めて調査もしていきたいと思っております。また、集材による土場の調査も計画をしております。

続きまして、漁業につきましては、カツオについて土佐湾周辺の操業による水揚げの減少。特に佐賀漁港では、昨年に比べ水揚げ量、水揚げ金額ともに昨年度比、4月から11月の比較ですが、4割減となっております。そこで、対策としてカツオ水揚げ促進対策協議会の設置を考えており、12月2日には、漁協、町、県が集まって準備会を開きました。構成としては、漁業者、仲買人、漁協、町、県となっております。今年度開始を考えております。

協議の内容につきましては、1、カツオ水揚げ誘致に向けた課題を洗い出し、必要な取り組みを検討する。

2番目として、県外拠点市場の調査、サービス向上、ソフト面の取り組み。

3番目として、仲買人と連携したカツオ船への水揚げ誘致活動の展開。

4番目として、カツオ水揚げ促進計画。ハードを作成して、計画に基づいて施設整備を実施することです。

それから5番目として、活餌供給事業における県内での餌の確保。採算性、運営の検討、リスク対策等を考えております。

以上、林業、漁業とも関係者の力を借りて、雇用の確保、地域経済の活性化を図っていききたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

やはり私は、ここの町は一次産業が中心の町であるというように考えておりますので、それぞれが頑張っておいておるといふ様子はよく分かりますが、が、要は、ここで人が残って生活できないといけませんので、所得目標を定めてですね。若者が生活できるという所得目標を定めて、施策を講じていただくことを思うわけです。

特に野並課長。今か今かと待ち構えた顔をしておったので、妙に言わな悪い気もしますが、まあ時間の都合もございますので、簡単にですね、この所得目標掲げるといことは難しいことは分かっちゃいます。しかし、難しいいきできないでは、これは困るんですね。やはり、その難しいことを乗り越えてこそ、この町の繁栄が出てくるわけです。

この点についてですね、新年度予算に向けて決意のほどを伺いたいと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

農業分野としてお答えします。

農業分野としては、JA、営農センター、まあ振興センターとともに一緒になって所得向上の、なんぼじゃ、なんぼいう目標はなかなかできませんが、農家と一緒に目標に向けて頑張っていきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

水産、林業についてお答えさせていただきます。

林業につきましては、非常に厳しい状態です。先ほど言いましたように、あのバイオマス発電等、宿毛市の方で発電予定となっておりますので、そこらへんに向けた施策を考えていきたいと思っております。

まず、それには木材価格が幾らになるか、立米で幾らになるか、そこらへんも知りたいところですが、まだそこらへんの提案がまだ会社の方からなっていないので、またそこらへんも聞いて、振興に努めていきたいと思っております。

それから、漁業の方につきましては、本年度、近海カツオ19トン、大型船とも非常に景気が良く、売り上げも上がって、水揚げも上がっております。そういうところですので、活餌の供給事業がありますので、そこらも含めて一層の支援策を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ課長の答弁は課長の域を越えて言うことはできませんので、それはそれで、いくら町長に代わって答弁いっても、おのずと限度がございますので。

町長、新年度へ向けての、その予算編成方針ができておると思うんですが、そういったことを踏まえてですね、町長、所得向上対策についてどのように取り組まれるのか、決意を伺いたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し全般的なお話になりますけれども、現在、議会の方へたびたびご相談させていただいております、あの三セクの設立については、これは町が主体性を持って経営参画するということがございますので、こちらにつきましてはしっかりと賃金の設定が自分たちには必須条件であると思っております。それ以外にも、農業、漁業、あるいは他の産業につきましても、所得という切り口でなかなか答弁難しいんですけれども、雇用

機会の確保といったことで、さまざまな施策に取り組んでるところでございます。

役割分担があるかと思えます。例えば、現在、新規就農者の確保のための農業公社で現在2名の方が研修されておりますけれども、自分たちはその農業という分野で就業機会と雇用を図ろうということで公社を立ち上げました。これ一例でございますけれども。しかしながら、そこを卒業されて、しっかりと独立をしていただいた上で、かつ、所得の分野まで行政が責任を持つということになりますと、非常に広範な業務も発生してまいりますし、またそこへ労力を入れるぐらいであれば、またさらに新しい新規就農者を増やしていくと、こういったところに労力を掛けたいと思えます。つまり、やりたくてもできない方のそのハードルをしっかりと下げる。それが自分たちの一番大きな仕事ではないかと思っております。

以上のような基本的な認識の上で、各種産業の就業機会の確保であったり、雇用の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました

それでは、その次の4番目の道路の整備に移らせていただきます。

これはですね、国道56号小黒ノ川は人家の所がSの字カーブが2カ所。このため事故が多いわけでございます。付近の住民は大変危険であり困っています。速やかに改善するよう取り組むか問います。

これは、もうずうっと通して質問などしてまいったところでございますが。事故があるたびにですね、付近の方がそのガラスとか金属類、道へ落ち、あるいはその農地、飛び込むわけですね、鋭利な状態になって。だから大変。それと夜中にでもやられるとですね、結局、その放置できないので、その対策うか、掃除をするとか、まあ、けが人がおればそれなりの手当てをする必要があるんですね。助けないかんので。それをずうっとこう積み重なってきておるんですよ。前々から言っておるように、それ10年に1回ぐらいの事故であれば運転者が悪いよと言えますけど、こうも多いとですね、これは運転者だけが悪いで切って捨てるわけにはいきませんね。税金はおんなしように払っておるんですよ。事故があれば個人の責任なんですね。これはやはりね、改善せないかんがです。速やかに。

このせんだっても県の職員が出勤に中村の方面へ行きよったら、はみ出してきた車に当てられて入院ですわね。それは県以外の方もいらっしゃるよ。まあ、話として出すのに比較的分かりやすいのでそう言ったんですが。これ普通やったら、人に雇われて仕事をする場合やったら給料も払わないきませんが、これ。あのへんの人がいくら迷惑被ってもですね、何にも補償もないわけですね。私はその補償を払ってくれ言いがやらないがです。こういった状態を一日も早く改善していただかないといけない。それがまあ行政なんですね。これが行政です。そのために税金を払っておる。何年たってもこれが改善されないということは。

努力はしていただいております。確かに。せんだって、この前もさまざまなことをやっていただいておりますが、遺憾千万、上り下りがSの字でそこで重なっておりまして、いくらやっても事故はなくなるという状況です。それで、抜本的な道路の改修をしないとですね、これはなくなる。そんなふう思うわけです。

前々も、旧佐賀町の時代もですね、署名をたくさん皆さんからいただきまして、国に対しても要望をしておりますが、これが遅々として進まない状況でございます。今のところ幸いにして地元の方がそこを横断して使うわけですね、歩行者が。高齢になってまいりますと、50キロ規制なんですけど、カーブを曲がった所にその、まあいうたら人がまだ渡り切れない状態の構造になっております。地元の方が幸いにも、けがをしたとか事故

に遭われたとかいう話はまだお聞きしておりませんが、そこを渡るには命懸けという状態が続いておるわけですね。事故がないうちに早く改善すべきであろうと考えておりますが、この問題について私は一日も早く解決していただきたい。

当然、これは国道でございますので、国にやってもらわないといけないわけですが、そのへんの見通しをお尋ねします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、矢野議員4番カッコ1、国道56号小黒ノ川のカーブの改善の取り組みについてのご質問にお答え致します。

国道56号小黒ノ川のカーブ付近では、これまでもたびたび危険な事故が多く発生し、過去には死亡事故も発生している個所でもあります。

ちなみに、中村署の交通課で調査を致しました。平成24年、これは1月から12月の間、小黒ノ川地区。これは大字での地域というとらまえ方ですが、人身事故2件、物損9件。うち、このカーブでは人身2件、物損1件起こっております。平成25年、つまり1月から11月まで現在で小黒ノ川地区では人身事故1件、物損4。うち、このカーブでは物損2件の事故が発生しております。

このように国道56号は高速道路の延伸とともに車の通行量も多く、機能性のアップもあり、スピード超過の車両や大型車の通行が多いのが現状であります。

こうした中、生活している住民は国道を横切るときや、家屋から国道へ出るときには細心の注意と決死の覚悟で出入りしている状況であります。特に高齢者になると視野も狭く、動作も遅くなりがちで、危険な目に遭うことはしばしばであります。また、このカーブの近くには幾つかの町道もあり、右折時や滞留する中で、追突の危険がある個所でもあります。

こうした状況を受け、過去には多くの住民から道路改良計画の署名が寄せられ、管理者である国土交通省にも要望活動を行い、道路改良計画案を示していただいた経過がございます。しかしながら、この計画は諸般の事情があり、実現できていません。その後も交通事故が相次ぐことから、改善要望の声は大きく、町としても毎年のように要望活動を行ってきました。こうした中、国土交通省は平成24年度、現地の立会いを踏まえ、防護柵、標識の設置と路面標示などの改善対策を実施してきたところであります。

引き続き状況を注視し、速度抑制対策、視線誘導の改善対策、注意喚起対策を関係機関との連携を図りながら幅広い事故防止対策を講じ、安全で快適な道路管理に努めていくとの回答もいただいております。また、線形不良個所の改善目的で延伸中の窪川佐賀道路の整備促進により、安全で快適な通行が可能であるとの回答を受けています。

いずれに致しましても、この道路は当面の間、交通量が増大することが予測され、さらには幡多地域への延伸する大動脈であることから、危険な状況が続きますので、線形の改良や安全対策がさらにできないか、粘り強く要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、国道でございますので、要望を続けていくと言われますと、もうなかなか追求が難しくなりますので、

これでと思いますが。

とにかく速やかにしていただかないと、これ困るものでね。設置者責任ということを私は強く訴えていたいただきたいなあ。造ることは協力するんだけど、後困らんようにしてくださいよと。これはここに限りませんよ。ほかのことすべてにかかわることですが、それを強く訴えていただきたいと思います。

それでは次へ移ります。

2番目のですね、田野浦農協前交差点は大変危険であるため、速やかに改善するよう取り組むか問います。

これも県道ではございますが、町道が2カ所引っ付いておりますね、この交差点には。従いましてね、県道だけの問題ではございません。町道が引っ付いております。ちょうどカーブの一番大事な所へ。それが原因でなかなか危ない道路構造になっておりますが。

まあ、あそこは通学路でございます。ほいで、保育所へも通園道路でございます。産業用にはですね、花卉(かき)の市場いうんですか、花卉(かき)の倉庫ですかね、あれ。それが沖の方にある。そして、何か波乗りのする方たちが多くあそこを利用されておる。で、日常の生活がある。あとは通過交通がある。そういう所で。

私とその現場をちょっと見させていただくのは比較的昼の時間帯でございまして、一番混雑する時期にそこを通させていただいたことはございませんので、まあ、その実態はすべて把握してるわけではございませんが、危険だから何とか見てくれということがありましたので現場へ立ってですね、皆さんがどういう利用されておるのか、しばらく様子を見ました。

そのときにですね、やっぱりいるのは、こちら、入野方面から行った場合には下り坂がなかなかきついですね、二車線で。だから、そのままカーブの所まで突っ込んでいくような運転になるわけですね、大部分の方は。特に知らない、よそからお越しのお客さんはそういうことになるでしょう。

それから、出口の方から、その農協よりもその花の作業場いいますか、倉庫いいますか、それがあつたんですね、東側に。そこはね、道路交通法どおり通れないんですよ。危のうて。右折しよう思うたら前方の確認ができないので、結局ずっと手前の川沿いを入れてますね、右側へ切り込んで。または、農協へ入るその付近まで行ってから右に切るしかない。交差点区域がはっきり分からない状態も、そこにはございます。過去においては大変事故もあったというようにお聞きしておりますので、これ速やかにですね、これも交差点改良計画協議をしていただきたい。

これは付近の方々、利用者の方、町行政、県道、県管理でございますので、そのへんを協議していただかないと、27年にこの辺は改良計画の予定ですね、県は。ということは、できたらこの年度うちにですね、そういった黒潮町としての考え方を整理して県協議をしないとですね、27年度の工事が掛かれない状況が発生しかねない。道路交通法どおり乗るには大変難しい状態というのは、そこを通われておる、通学されておる子どもさんは、大人のする行為を全部見ゆうわけですね。これ教育上ね、甚だね、良くない。子どもには右側を通れとか言って、いろいろ渡るときは手挙げなさいとか、こう言うてるけれどもね、なかなか道路交通法どおりに乗ることが難しい道路構造であります。

それを速やかに改善せないかんとと思いますが、いかがですか。

議長(山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、道路整備の(2)田野浦農協前交差点の改善についてのご質問にお答えを致します。

当交差点につきましては、県道中村下田の口線と町道田野浦線とが交差します三差路となっております。近くには南部保育所および三浦小学校もありまして、通学路や地域住民の重要な生活道路となっております。また議員からは、ただ今ご質問がありましたように、以前より当交差点の交通安全対策について、高知県幡多土木事務所ならびに町に対し、ご要望をいただいているところでございます。

これまでの改善策としましては、高知県公安委員会によります横断歩道の設置。幡多土木事務所においては、新たに減速マークの表示およびセンターラインの延長。また、町におきましては、町道への外側線および横断歩道横へのポールコーンの設置を行い、安全対策に努めてまいりました。

現在、中村下田の口線は、当交差点より出口方面へ約300メートル先付近の改良工事を行っております。交差点付近の改良工事につきましては平成27年度ごろを予定しているとお聞きしていますので、この工法等を踏まえですね、早急な取り組みを要望したいと考えております。

なお、河川と家屋に挟まれた道路幅員の狭い区間につきましては、歩行者の安全確保のため、今後、幡多土木事務所に対し、河川側への歩道設置等を強く要望し、さらに交通安全対策の充実を図ってまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、課長の答弁はそれで結構なんですが、ここは農業。関係する人は農業。それから観光客。それから子どもたちの学校、教育委員会関係。その他、いろいろな方がここ利用されておるわけでございます。私はまちづくり課長だけがどうということではいけないと思うんですね。町を挙げて取り組まないかん。そのために通告をね、副町長にしておるんですよ。

副町長これね、町内的にこれ取り上げて、この問題をどうするかということ協議したことございますか。これ3月中までによね、ちゃんとそのへんを町としての姿勢を示さないといきませんね。

それで、ここだけやなしに、田の口でも県道が出てきておりますね。あの信号の所へ。あこもね、ちょっと複雑な信号なもんでしてね、一緒なんですよ。とりあえず今回の質問は、この田野浦の農協前だけにしてるんですけど。ああいったところを踏まえてですね、これ町内的に一回ちゃんと計画協議してもらいたい。まず、町の姿勢を決めてもらいたい。

副町長どうなんですか、これやりますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この道路につきましては、今、まちづくり課長の方から答弁したとおりでございます。大変まあ重要な生活道路でございます。町と致しましても、当然、矢野議員が申されますようにですね、いろいろな形で町の要望しておりますし、これまでもいろいろな形でですね、それぞれの課のご意見を、要望を伺いながら、今、まちづくり課の方で対応してるというところでございますので、今後もですね一体となって、当然、まちづくり課が担当課でございますので、当然そこはまちづくり課で中心になりますけれども、そういったことはお互い連携しながら、今後も取り組んでまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (山本久夫君)

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11 時 20 分まで休憩します。

休 憩 10 時 59 分

再 開 11 時 20 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、藤本岩義君。

9 番 (藤本岩義君)

議長の許しを得ましたので、通告に基づき質問致します。

黒潮町もこれまで 3 人の防災担当大臣や国土交通大臣等が来町され、また町長も YouTube で視聴致しましたが、国会で参考人としての意見を述べるなど、大変忙しい 1 年であったと思います。ご苦労さまでございました。

まず、震災対策についての 1 問目です。

11 月 23 日の高知新聞のトップに、南海トラフを 22 日に可決成立と報道されておりました。町長は以前から高台移転はこの法の成立を待って協議をしていくと言われていましたし、佐賀地域の保育所の高台移転を望む声もある。要配慮者施設から先に移す弾力的運用も可能と聞いた。この制度の適用を視野に、住民と協議すると記事にはあります。また先月開かれました黒潮レジリエンス 2013 では、最大震度 7、最大津波高 34 メートルの想定でもあきらめず、犠牲者ゼロを目指して備える。南海トラフ巨大地震、最悪想定の方があきらめなければすべての町があきらめない。最悪想定の方が大丈夫なら、日本中の人に安心が広がる。思考停止は許されない。ふるさとを次の世代へしっかりとつなぐため、さあ知恵を出してその日に備えようというテーマで掲げられていました。

黒潮町でも、一番高い浸水域にある保育所や住居の高台移転について、佐賀地域での協議、勉強会はいつから始める予定でしょうか。8 月 20 日には佐賀保育所の保護者会から 2,700 名余りの署名を添えて要望が出されていますし、専門家を交えての黒潮町佐賀地区厚生文教施設津波移転対策基本計画の策定を進めていると先の議会でも、先ほどの同僚議員への答弁にもありましたが、現在どこまでできておるのでしょうか。

10 月 9 日に出された高知県幼保支援課の 26 年度予算案では、新規として保育所幼稚園等高台移転施設整備事業補助金が計画されています。そして黒潮町は町長の行動力のおかげで、国会にも名前が浸透しておると思います。情報も入りやすくなっていることだと思います。流行語ではないですが、今でしょ。住宅や保育所の高台移転の話を進めるのは、今年 3 月議会でも、答弁でもこの法案を待ってということでしたのでお伺い致します。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では藤本議員の一般質問、震災対策についてについてお答え致します。

まず 1 番目の、佐賀地域の高台移転の協議はいつごろから始まる予定かというご質問でございますけれど。

高台移転と佐賀地域の南海トラフ地震に対する抜本的な防災対策につきましては、まず深刻な津波浸水想定がされている佐賀保育所、佐賀小学校、佐賀中学校の安全対策をいかに進めるかという課題を最優先して検討しております。特に佐賀保育所につきましては、ゼロ歳児を含む乳幼児保育を実施しており、保護者の皆さまの不安も大変深刻であり、議員おっしゃったとおり8月20日には佐賀保育所保護者会から2,779名の署名とともに、黒潮町立佐賀保育所高台移転に関する陳情書が黒潮町長に提出されております。この件にかんしましては、平成25年度に高知県庁内に高台移転支援策検討チーム、そして黒潮町役場内に佐賀地域文教施設高台移転対策チームを設け検討を進めてまいりました。その中で、検討した中ですね、黒潮町としてのまず基本計画をまず示す必要があるということで、8月より専門家を交えた基本計画の取りまとめを進めております。

今後の計画としては、今月12月24日に佐賀地域の区長さんに対してこれまでの経過報告と、基本計画の取りまとめ方法等についての説明を行い、12月26日には高知県の高台移転支援策検討チームと現地視察を交えた協議を行います。そして、来年1月中旬に佐賀保育所の保護者会、佐賀地域小中学校PTAや各小学校区別に地域住民の方々への経過報告および意見交換を計画しており、今年度中をめどに、佐賀地域厚生文教施設の南海トラフ地震対策の基本計画をお示ししたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

課長の話では積極的に進めていただいておりますということで一安心しておりますが。

12月の8日の高知新聞にこれも載っておりましたが、土佐市では5メートルから10メートルの浸水区域を25メートルの高台に上げたいということで、土佐市あたりも協議しておいて、今始めても8年ぐらいかかるというような記事が載っておりました。

町長は前にもですね、同僚議員の質問にも佐賀地区をモデル地区にという話もあられたと思いますが、それを基に国とも協議していくということでされておったと思うがですけど、どこまで話は進んでいるんでしょうか。その付近のことについては、震災過疎にならないうちに、早いうちにですねやっぱり目標を定めて、いつごろにこの付近にというのは何点か意見というか、町が調べた上で適当な所を提示しながらやっぱり意見を聞いていくということが大事であろうと思います。特に、昨日も行っておりましたが、白浜地区にも行っておりました。後ろは本当険しい山ですし、前はすぐ海と。逃げる所がなくて、高い所まで上がって行かないかんいう所です。先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、その近くにはですね、前に消防署を建てたらどうかと提案させていただいた、1万平米ぐらいの土地もございます。それから先ほど言いました和田地区の団地らもありますので、そういうところも提示しながらですね、やっぱり話していくということが大事であろうと思います。特に横浜地区などもですね、昨日も行っておまして、避難タワーができる所から後ろ、もうすぐ山なんですよね。鉄道があつて。その上には150から180メートルぐらいのクラックがですね、南海地震のときにできておるということになっております。私が従前に、若かりし頃に見に行ったときには、この付近にあったという所が分かりましたけども、今はもうその畑の方も山になっておまして、全然どこか分からなくなっています。まず地震で津波が来るよりもですね、先に山津波の方が来るという心配を地域住民の方はされておりますので、先ほど言いました白浜と横浜との間にある地域の開発等も含めてですね、早急に安心感を与えるために方向性を作ってほしいと思っております。

当時その付近も問題になってですね、山津波が来るという問題になって、中内知事の時分にですね県も、それから高知大学も来てですね、山の調査をしたこともあるようです。それからまたその根拠にするためには、

国道 56 線のバイパスやったときもボーリング等のデータもあると思いますんで、その付近のデータを見ながらですね、やはり地域住民と話し合いをするときにそういうもんも示しながら方向付けを示して、それで地域住民と協議をしてほしいと思います。特にこの南海トラフの方はですね、防災力を高めるやっぱり武器にできるんじゃないかと思いますので、その付近はもっと中身の濃い話ができるように、データも備えながらやっていただきますでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

この先般の成立しました南海トラフ法でございますけれども、今どういう状況になっているのか。政府の方はですね、できるだけ早期に政省令を確定したいということでいうことで現在一生懸命作業を進めていただいているところでございます。

幾つかのご説明を申し上げます。まず黒潮町としてのプレゼンスと、それから法的にどのような担保がこれからされていくのかと、こういったことが一番重要なのかと思いますけれども。まず情報防災課長が答弁しましたように、佐賀地区にあります厚生文教施設。これはモデルかどうかは別にして、少なくとも今回の新想定における著しい被害を受けると想定されている地域の中でのシンボリックな施設になっている、これは間違いないこととございます。これはこのように明言もいただいているところでございます。しかしながら、シンボリックな施設になっているからといってですね、この枠組みを超えて何もかもができますということにはならないわけとございまして、要は自分たちがいかように精微な計画を持って、議員からご指摘いただきましたように具体的な場所の提示とかですね、そういったことは非常に協議に際しては非常に有効な武器になろうかと思えます。これまでずっと内閣府の方とは具体的な場所もお示しさしていただいて、行政が考える具体的な場所ですけれども。を示させていただいて協議を進めてきたところでございます。

それからもう1つは、この高台移転というキーワードですけれども、まず自分たちが目指しているのはできるだけ移転される方の家計的な負担。これが一番安く抑えられる、そういったスキームは集団移転であると、このような認識とございます。しかしながらこれ相当ハードルが高い法律でございまして、この実施ができなくても、少なくともその地域に合うそもそも潜在的な住宅地のニーズがあったりとかということであれば、別のスキームでの宅地整備も考えていかなければならない。あるいはその低地の買い取りなんかで家計負担を最小限に抑えようとすると、これ以外にもですね例えば漁集であったりとか、あるいは区画整備事業であったりとか、さまざまなスキームがございまして。よって、優先順位のトップからまず検討を始めて、それが駄目なら次はどのスキームなのか。そして最終的には、どのスキームでもなかなか該当はしないんだけど、少なくとも宅地は整備しなければならない。フロー的にはこういったことになろうかと思えます。

その自分たちが最も期待致しましたその集団移転。これは南海トラフ法の中ではですね、一つ特化されてございまして、今回の改正法の中での一つの特徴であろうかと思えます。基本的には現行法の弾力的運用ということにとどまっております。現行法をそのまま適用するよりもハードルは若干下がっているかとは思いますが、それでも、それでも、少なくとも現在でもやはりハードルは非常に高い。そのような法律であると自分たちは認識してございます。

ただし今後はですね、政省令がどのようにぶら下がってきて弾力的運用の解釈がどのようにされていくのか、これはちょっと注視していかなければなりません。

これ以外にも期待できる場所もございまして。例えばこの法律の中で、これまで東海地震とそれから東南

海南海がこう別カテゴリーで法体系が整備されていたと。残念ながら東海地方を対象にした大規模地震対策特別措置法、こちらで適用できる地震対策の適用ということにはなってございませんけれども、少なくともこの3つを合わせて、一部改正法では南海トラフ地震ということに言及をされています。よってこの南海トラフを起因とする大きな地震が起こった場合に、著しい被害が起こるだろうということで、海岸集落あるいは揺れが相当想定される所につきましては現行法、改正法の前のおり推進地域として指定されるわけでございます。その推進地域として指定された中でも、さらに津波被害が著しいであろうという所は対策強化地域として指定をいただけることになってございまして、この地域指定をいただくと津波対策の緊急事業計画を組むことができるということになってございます。この緊急事業計画に含まれた事業がいかように法的にあるいは財源的に担保されていくのか。これは今後の政省令のぶら下がり方によって全然違うということになってございまして、こちらにつきましては行政報告でも申し上げましたとおり、あらゆる手段を使って、あらゆるチャンネルを使って意見を申し上げていきたいと思っております。

それから12月にはですね、いわゆる地震三法といわれる新しい法律、あるいは一部改正法が成立を致しまして、中でも強靱化基本法などいわゆるアンブレラ法となっていて、あまたある法律の最上位に位置する法律ということになってございます。その中でいかに地域の強靱化を進めていくのかということにも言及がございまして、これらはその強靱化を進めていくフローの中でまず脆弱（ぜいじゃく）性評価、つまり地域にどういった課題があるのか。これをしっかりと把握した上で、優先順位をつけて課題解決に向けて財源担保をしましょうと、このような格好になってございます。よってこちらにつきましても、地域の実情をしっかりと訴えていくとこういった作業が必要であろうかと思っております。

いずれにしても、具体的な場所、あるいは財政スキーム、こちらをすべて国にお任せするということになりますと、協議に相当な時間を要することになります。よって自分たちはこう考えますという案をですね、しっかりと自分たちで作り込んで、これから協議を進めていくと。実はこれもう1年近く前からやってる作業でございまして、これからこの作業が本格化していくと。このようなことになろうかと思っております。

そのような中でも、誤解がないように再度申し上げますと、日本一の想定が示されてシンボリックな施設になっているからといってですね、法の枠組みを超えて何でも自由にできると、このようなことにはならないわけで、自分たちがこれからやらなければならない作業というのは、自分たちが目指す施策が実現可能なスキームをしっかりと政令省令でくびっていただく。これがまず第一。それから、そのための財源確保の自分たちも声を挙げていくと。これが第二であろうかと思っております。そして第三に、自分たちがしっかりとした精緻な計画を組んでいくと。こういった作業になろうかと思っております。いずれにしても、すべて並行して進めている作業でございまして、これから少し細部の詰めのお話になろうかと思っております。

ただし、これらがすべてクリアできたとしてもですね、例えば物理的に地理的条件であるとか、あるいは黒潮町全体の予算の枠組みであるとか、こういったことのハードルがまだ残るわけでございまして、そちらにつきましてもしっかりと優先順位をつけてこれから判断をしていくと、このようなことになろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

本当に丁重に説明していただきまして、ありがとうございます。

トラフ法で特に変わった部分というのは、この病院とか学校、その施設らのが土地の造成費とかそういうのが対象じゃなかったのがなったということもそうですし、それから補助率が2分の1から3分の2になったというような、まあ3つぐらいあるようですけれども。それから農地転用がある一定、楽になったということも

あると思います。ぜひそういうこの機会をとらえですね、やるにはやはり住民とのやっぱりこうコミュニケーションいいですか、住民との理解を求めながら一緒になって進めていくというのは絶対大事じゃと思いますし。ただ、住民にそのまま言ってもすっとは分からないと思いますんで、町の方がある程度の計画、こういう方法でどうだろう、何案か出してですね、それから話が進めていくという方法が良からうと思います。

それから保育所問題についてはですね、高知県が既に予算化、職員の給与削減の部分を活用しての予算化もされてやっておりますが、それ見ますと、全園数314のうちに津波が浸水するところは122園で、一番高い所のある15から20という最大浸水域にあるのは1という載ってますんで。この前聞きますと、これは黒潮町佐賀の保育所と。それから30センチの到達時間が20分から30分までの所に34あるというところの部分に入っておるようです。やはりそれを見ますと、やはり一番先に最優先で避難困難である保育所の付近をですね、まず一番先に考えないかんとすることは当然だろうと思いますので、その点も踏まえながらですねやっぱり相談していただきたい、住民と話していただきたいと思いますし、先ほど言いよった横浜、白浜についてもですね、裏山が非常に迫ってきてますので、津波より先に山津波が私は来るのではないかなと。クラックがあることも踏まえてですね、南海地震のときにそのクラックができたそうですけども。住民はそれにおびえながら今まで生活をしてきてます。その人たちの思いや願いも踏まえながら、早く高台へのですね急がれる所からやっていくということも大事でろあうと。用地の方も、先ほど同僚議員の話によりますと、協力していただけると。その手前には、町の町有地も登記できてませんけども、共有地ですので登記はできてませんが町が所有権を持っておる土地もありますので、そういう所も候補地であれば、用地の取得が一番難しいですので、用地さえできればですね事業の方は比較的早く進みますので、他町村と比べてですね早くできるかも分かりません。それらも調査もしていただきながら進めていただきたいと思います。

地域防災計画については3月までにということでしたけども、その中に今言うようなことははめていかれるんですかね。今後の方向について。どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、先ほど藤本議員から地域防災計画にかんするご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

地域防災計画、特に地震津波編のことが中心だと思うんですけど、実は25年度中にですね地域防災計画地震津波編、完成しないと思います。26年度までかかる見込みになっております。と申しますのは、県の計画そのものがまだ2月ごろにならないとできないというか、それ以降になりそうですね。それから6月に災害対策基本法というのも昨年大きな改正があって、さらに今年大きな改正がございました。そういうふうな法の改正も踏まえて町の地域防災計画を整備していく必要がございますので、そういう流れでいくと25年度中にですねまだ町の方がですね完成できないと思っております。

従いまして、25年から26年度にかけて策定するようなことになろうかと思っておりますので、その中でしっかりしたものを可能な限り作っていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

分かりました。そのバランスがどうかな思うて思っておりますが、向こうに延びるということで分かりました。

ぜひ高台移転についてはですね、すべての住宅もそういう公共施設も含めてですね、十分地域住民の方と協

議をしていただくと。資料も提供しながら町で分かる範囲のデータは示しながらですね、やっぱり協議を早急に進めていただきたい。この協議の時間が結構かかると思いますし、十分な協議をしてないとやはり事業が進んでいきませんので、積極的に働き掛けてですねやっていただきたいと思います。

次に2番ですが。最近公共事業の入札で指名業者の辞退や入札不調が出てくると聞くが、特に対策が急がれている震災対策にかんする本年度の事業への影響はどのようになっているかという質問でございますけども。

これも12月1日の高知新聞で、国立病院の入札8割不調と。復興防災人件費上昇、建設業者が軽減、公立校、高速道路も、と報道されていまして。また12月10日にも県内建設人手不足が深刻と出ておりまして、私の住んでおる集落でも県の急傾斜防災工事で2度の入札に参加者もなく不調に終わり、関係住民が落胆しております。

わが黒潮町でも指名業者の辞退や不落が出ているとお伺い致しましたが、現在での状況はいかがでしょう。特に対策が急がれる防災に関係する本年度の事業、繰り越し、特に繰り越しですけども、の影響はどのようになっていますでしょうか。影響があるとすればですね、対応策はどのように考えておりますでしょうか。

12月5日に公表されました黒潮町の9月までの財政事情では、繰り越しの施工率は8.8パーセントと非常に低いと思いますが、現在の状況はいかがでしょう。

お伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の1番、震災対策のカッコ2、公共工事の入札不調にかんするご質問にお答えを致します。

入札不調についてでございますけれども、黒潮町の場合、過去5年間で平成21年度、それから平成23年度にそれぞれ年間12件の入札不調がございましたけれども、この平成23年度の12件も、震災後ではありますけれども震災関連工事の入札はございませんでした。

平成25年度の12月10日現在で、85件の請負工事、入札を行ってございまして、現在入札不調は7件ございます。このうち震災対策関連が6件となっておりまして、このうちの5件が入札辞退による入札不調でございます。その工事内容は避難道整備工事でございます。請負対象金額の合計が約1億500万でございます。対象路線数にしますと10路線ということになってございます。

発注者側の意図と致しましては、請負工事の中でもとりわけ急がれるのがこの震災対策関連でございまして、早期の整備に向けての対策として再発注の事務作業を進めなければなりませんけれども。この避難道整備工事は工事規模の割に工事日数を多く要求されてございまして、年を越えて発注致しますと、これらの対象事業が平成24年度の繰り越し事業ということになってございまして、再繰り越しができません。従いまして年度末しか工期が取れないというリスクもございまして、請負業者側にとってはその工期的な制約も重なって、さらに現在ストックしている他の工事量のこと懸案もあって、年度内に再度の入札を行っても入札辞退や落札不調も予想されます。このため、これらの工事は平成26年度に新たに現年事業として発注すれば、十分な工事期間も確保されますので、入札不調も回避できるのではないかと考えてございます。

しかし、現在この震災対策工事やっていますのは、平成25年度限りの緊急防災・減災事業債を活用してございますので、今のところこの制度が平成26年度にも引き続いて補助の対象になるという確信がございません。しかしながら、入札不調によって震災事業の遅れが懸念されているのは黒潮町に限ったことではございません。先ごろの新聞報道にもございましたように、高知県が発注した工事の入札不調や、お隣中土佐町でも同様の事象が発生してございます。従いまして、このままでは平成26年度以降の防災減災対策の推進が停滞しかねない

状況を迎えておりますので、全国的にも緊急防災減災事業債の継続を望む声が広がっております。黒潮町と致しましても、国や県に同様の要望を挙げながら、十分な財源を確保した上で事業の早期発注と早期完成を図りたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

約 1 億が繰り越しの分で遅れておるといことですが。これはもう誰もが分かっていることで、24 年度の事業やったらもう 25 年度いっぱいを使い切らな難しいと。これがあと保障がないわけですよ。今言われた、期待はしておってもですね保障が続いてくれる、もしこれをやらなかったときにくれるかどうか分からんと。そしたら一番急がれるその避難道ができない所が出てくるということになってくると、これ大変なことだと思いますが。

原因的には、先の 3 月議会でしたか、その繰り越しするときにもできるだけ急いでということでもですね早くこの分だけ可決されたがやないかと思っております。やはり発注そのものがですね、今ごろになってきゆうということがやっぱり原因だろうと思っておりますし、できれば建設業者さんらの話を聞いてもですね、やはり 4 月以降、年度の初めが一番空いておるときに発注する方法も考えていかないと、今回も 6 億ぐらいですか、繰り越しをするという予算組んでますけども。やはり大変だと思うんですよ、これ繰り越しのがしてもですね。これも今度の繰り越しも、今日資料もらいましたら災害避難道とかそういう工事がたくさん出てますが、その対策的にはやはり人出もあると思うんです。設計やその現地調査も含めてですね。それを早くして業者側に発注しないとなかなか、今言われたように、もうグリコの看板だと。町から頼まれてもできないという所が出てきておるといものが現実だろうと思っております。

県の方も 11 月末現在で、こないだの 12 月定例議会の一般質問を聞きよりましたら、県議会の。156 件不落じゃということ聞いておりました。その私の所の地域の分もこの付近に入っていると思うんですが。やはりその対策を県では既にいろいろと対策をしゆうようですけども。町もよほど本腰構えてその対策をしていかないと、難しいと思うわけですが。

これは 1 億のその部分がもしできないとすれば、まず不可能に近いがじゃないかと思うてますが。もしできないとすればですね、何か新事業、今の分が新しいにできないとしたらですね、どれかの方法でやるということは考えておられるんですか。今やりゆう事業がもう 1 年でできればという期待を持っておるようですけども、できないとしたらその対策的にはどんな方法でやられるんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回、さまざまな法制約であったりとか物理的な時間の関係で、どうしても実施できないというものについてはもう落とさざるを得ないと思っております。落とすに当たって、自分たちが何をしなければならないのか。それは翌年度以降のですね新たな予算の確保でございます。本年度この入札不調があった額につきましてはしっかりと県にその実情も訴えて、これこれこういう理由で落とさざるを得ないということをしっかりお伝えした中で予算を確保させていただくと。

今回ですね、12 月、自分は大変期待しているところでございますけれども。地震三法が通ったということがまず大きな一つの期待でございますが。これがその背後にあるさまざまな情報とかですね、国の方向性である

とか、こういったものを総合的に勘案しますと、例えば総務省さんはですね、単独でこの緊急防災・減災事業債と同等のスキームを26年度以降も実施したいということをおっしゃられていますし、かつ国の方では多額の費用を要するようなこういった地震三法が出てきたということになりますと、実際に緊急防災・減災事業債が直ちになくなるということは非常に考えにくいと思っております。よって、これからもこれまで同様、しっかりと財源確保に手を尽くしていくということでございます。

それから全体的なお話ですけれども、去年はですね9月議会だったと思います。まず10億の防災補正をやらしていただきました。その後、年が明けまして、年度末2月にはですね、いわゆるアベノミクスといわれる大きな、国を挙げての補正がありまして、こちらにつきましてもほぼ10億の手を挙げさせていただいた。これらにつきましても実は今置かれている状況とほとんど一緒でございます。要は次年度以降の財源担保ができないと。よって、自分たちの力量以上の予算をまず確保させていただいた。これは繰り越しありきで確保させていただきました。しかしながら、単に予算を確保するだけでは事業実施ができないので、例えば今役場をご覧になっていただくと分かりますけれども、発注業務の支援のスキームがございまして、これも国費ですけれども、県の技術管理公社からですね1名、それから民間コンサルから3名だったと思っておりますけれども、今、常駐していただいております。これも国費で、うちの町に役場職員として常駐いただいていると。これ県下に先駆けてうちが入れたスキームでございまして、いわゆる人的確保と財源確保も精一杯やった中で、どうしても県下のその国を挙げての補正に対応している業者の関係から落とさざるを得ない予算もこれからは出てくるというような覚悟もしております。よって、先ほど申し上げましたように、落とさざるを得なかった予算の分を次年度以降にいかように確保していくのか、それに全力を尽くしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

町長の方からその意気込みを聞きましたので、ぜひですね今年できらった分を来年それ以上にできるようにですね、体制もやっぱりきちっと。一番大事なのは今町長がおっしゃられたように、技術公社とかそういう所から、やっぱり技術者がいないとですね、できるだけ設計を早くできないと発注ができない。できなければだんだん遅くなるという、これはもう一緒なことです。しかも今年ほどこの町村もそういう人出が足りないということの関係で遅くなっていると思うんですが、今年もまた繰り越しが出てくると思います。そうした場合、できるだけ早くやる方法をですね精一杯考えていただいで進めていただきたいと思っております。できれば4月から7月までに、できる工事をちょっとでも早く出して、業者の方も無理がいかないようにしていただくという方法を精一杯考えていただいでほしいと思っております。

これでこの質問は終わりますので、できたらお昼にさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

質問の途中ですが、この際13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 57分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

午前中に続きまして質問したいと思います。

3 番ですが、昨年 6 月にですね、質問して答弁をいただいた、道路等への標高表示。これはどこまで進んでいるのでしょうか。

そのときの答弁では、標高 50 メートル以下については数値を一筆ごとの地図上に表示をするというのがございまして、現在電子化され、町のホームページでも各部落でも確認ができます。それができた後に、県道や町道への表示を進めていく。県道は 24 年から 25 年度に表示を進めていく計画で、町道には 24 年度中に表示をしていくとのことでしたが、40 メートル以上の集会所、私がおる集会所のところにも表示がされておりますが、町道、県道は結構車で行き来しても気が付きませんが、表示はどのようにされておるのでしょうか。

四国電力もそのときに確か表示の協力をしていただけたということでしたので、だいぶ増えてるかなと思いますが、実際にやってる所も見かけますけども、普段日ごろにですね車で行っての方たちがぱっと見たときにそこに表示があればですね、そこがどれぐらいというのを意識っていいですか、その付近の高さが目に付くことによってですね、その標高を意識するということが大事だろうと思ひまして、前回のとき質問さしていただきましたけども。海岸部の集会所とかそういう所には役場の縁とかにはあるのは見かけますけども。道路を行きよってですね、横出しの看板等あの当時お願いしたと思っておりますが、その付近があんまり気が付きません。ただ 100 メートル近くの集会所にあるのは見かけましたが。そこへ張るよりもですね、やはり浸水区域の所を通っておる町道や県道に表示することによってですね、普段はその町へ行ってなくてもですね、そこへ通って行きゆう車等が気が付くと。この付近の意識するということが大事だろうと思ひますので、再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の震災対策についての 2 番目のご質問、道路等への標高表示の進ちょく状況にかんするご質問にお答えしたいと思います。

まず町事業の標高表示につきましては、平成 24 年度に町道沿い集会所避難場所の上り口等を中心に、町内に 131 カ所に設置致しました。表示板は縦が 40 センチ、横が 30 センチの遠くからでも確認できるサイズとして、電柱巻き付けタイプ 31 枚、壁の面に取り付けるタイプが 92 枚、カーブミラー取り付けタイプが 8 枚となっております。なお、平成 25 年度の町単独での設置予定はありませんが、平成 26 年度、来年度でございます。沿岸部を中心に約 60 カ所程度の標高表示板の設置を計画しております。

また国土交通省におきましては、平成 23 年度末までに町内の国道沿いに 19 カ所の標高表示、これは海拔シールというふうな名前の標高表示でございますけれど。それを設置しておりますが、平成 24 年度から 25 年度の追加設置はございませんでした。

高知県におきましては平成 24 から 25 年度の実績はありませんが、平成 26 年度から平成 27 年度は幾つか設置していただけるというふうにお聞きしております。

また民間企業の四国電力におきましては、標高表示または夜間照明を設置していただいておりますが、平成 24 年度には地域の要望に基づき標高表示 1 カ所と、ソーラー充電式 LED 照明 7 基を設置致しました。平成 25 年度はソーラー充電式 LED 照明 3 基を設置する予定です。

今後も行政機関だけでなく、いろいろな関係機関と連携しながら、住民ができるだけ安心でき、確実な避難行動が取れる施設整備を進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

表示 131 カ所ですかね、やっておられるようでして。

確かに言いましたように、従前から見たら見かけるようになってますが、私の言ったのは町道らを走っておってですね、あのときも確か言われて、そういうのも検討していくということでしたけども。見出しといいますか、張ったがのでは丸いのです。そのときに国道の分も国交省の方に聞きました。19 カ所やるということで。当時の質問のときまでに私も確認しましたけども。19 カ所全部まではよう確認しませんでした。ほんで何カ所か見ましたけど、やはり止まってゆっくり見れば確かに分かりますが、そこを走っておる車が気が付くという付近までは至っておらないと思います。そこでそのとき質問したのが、そういう見出し的な横出しの看板等ができないかということでお話してもらおうと思うんですが、関係機関とも含めて検討していくことでした。

それで町、今までやっておる部も含めてですね、表示というのは大事なことです。それで 26 年度に 60 カ所やられるということですが、できればそういう町道に横出しの表示っていうか、走っておる車がですね見れる。あるいは歩いていきようときも、その丸いもんやったらくるりっところ見てみないと分からないというような状況じゃなくてですね、ぱっと見たら見れる。あるいは、町道には擁壁等もありますので、そこにペンキ書きでもいいと思うんですが。

そういうような表示も含めてですね、検討はできないものでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

看板の 26 年度に実施する設計等についてのご提案だったと思うんですけど。26 年度、一応計画している事業費というのは約 100 万でございます。何分たくさん設置をですね要望がありますし、予算も限界があるわけですけど。費用対効果を考えて今設計しているのはですね、電柱巻き付けタイプが 20 カ所、それから壁面取り付けタイプが 30 カ所、そしてカーブミラー等を利用したやつがですね 10 カ所。計 60 カ所を予定しております。

当然、議員がおっしゃられるように、道路に張り出す個別な表示板を作ると目には付きやすいとは思いますが、それなりに費用がかさみますので、まずはこういうふうな経費を抑えて、しかもたくさんできるような方法で実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

確かにですね経費的には安いかも分かりませんが、一番目立つことも大事だと思うんです。それでできればですね横出し的な看板的なもの。道路標識みたいな形ですけども。そういうように走っておる車等が分かれば、そこを歩きゆう人は少ないと思うんですよ。その浸水区域外から来られた方がその所で意識するというような効果が高いと思いますので、次の 60 の中には少ししかないようですけども。ぜひ行き着いたらですね、ある一定いったらそちらの方に計画も考えていただくと。あるいは国交省の方にもですね、巻き付けの分は、前

にも言いましたが、藤縄の所に14メートルか何かいうて小さい街灯の所に確かあったと思うんですが。止まってですね、ゆっくり見ないと分からないようなものです。大きい歩道橋とか、そういう所に張れば分かるかもわかりませんが、丸まっていますので、全体のその数値的なものは見えません。実際に走ってみても分かりませんが。

そういう所をですね、また関係機関、県もやっていただけるようですので、ぜひそういうことを現地で見ていただいてですね、走っておる車等が見やすいものにしていただくということも大事だろうと思いますので、今後、関係機関等も含めて検討していただけますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

標高表示、たくさん多分要ると思います。今後あらゆる機関と協議しながらですね、また要望を県や国に挙げながら、議員おっしゃられるように住民が安心して暮らせるような表示をですね今後も続けていきたいと思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひそういうような方向で進めていただきたいと思います。

次に4番目ですけれども。これも2011年の12月の答弁でですね、非常通信の確保のための町内業者の業務無線やアマチュア無線等は重要と考えており、調査をしていくと答弁でありました。その調査結果と、どのような対策を始められているのでしょうか。また、本年3月までに見直しを図る黒潮町地域防災計画の中にどう反映させるのかをお伺いしたいと思いますが、先ほど言いましたように、黒潮町の地域防災計画については、26年度になるということでしたので、それにどう反映させるのでしょうか。

前にもお話ししましたが、3.11の直後に地方非常通信会議総務省総合通信基盤局長が被災地における通信確保のためにアマチュア無線の積極活用についての要請文が出たり、阪神淡路大震災にも消防無線等が混信で使えないために、多様な周波数を確保できるアマチュア無線が活躍したと伺っています。前回のときにも聞きましたけども、職員にも従事者免許を持った方がいますので、他町村でやっているようなクラブ局等を庁舎内に設置し、協力を願えたらと思います。

また町内の中で、簡易無線局を設置、開設している業者さんがおられると思いますので、災害時の運用協定を結び、情報が途絶えることなく対策本部に来るようにすべきと考えます。現行の地域防災計画にも計画されていますし、9月13日の四国羅針盤、山の孤立にどう備えるかでも、特に中山間の深層崩壊による孤立集落との情報通信が確保には欠かせないと思います。その番組でも報道されておりましたが、津波にばかりに目が向いており、中山間の孤立対策が遅れていると言われておりました。その調査結果、どのようになっていますでしょうか。前回は総務課長が答えておられましたけども、引き継ぎがきちっとされておればその付近はどんななっておりますでしょうか。

外部との情報通信の途絶えることによって効率的な対応ができないし、外部との情報交換ができないことにより心理的不安が、その孤立集落は増すと思います。四国の山は急峻（きゅうしゅん）で脆弱（ぜいじゃく）と、この間のテレビでも言うておりましたが、どのようになっていますでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の4番目のご質問でございます。

一昨年議員がご質問されたアマチュア無線への調査と取り組みについて、どのように進んでおるかというご質問でございます。実はアマチュア無線のですねまだ調査、何人おいででどういうふうな方がおるかという調査できてません。ただ町としてはですね、担当部署として取り組んできたことを今からご答弁申し上げたいと思います。

これまでも災害時の断線による、通信が途切れたときの対策につきましては、無線は非常に有効な手段であることは認識しておいて検討を重ねております。議員のご質問にありましたとおり、アマチュア無線も災害時には有効な通信手段の一つになると考えております。既に広域の防災訓練では、アマチュア無線の方のご協力もいただいております。そのことを踏まえて、町としても現状の通信手段を非常時に無線で運用できないかの検討を行うために、関係する会社数社より無線通信機器の説明を受けて、その内容を確認してまいりました。

結果としては、無線設備による情報通信はその設備の数や設置場所、稼動のための電源の確保という点で、黒潮町の地形や津波浸水域を考えるとより正確な調査が必要になってくることが分かってまいりました。今後災害時の有効な通信手段の一つとしてさらに調査検討を進めていく予定であります。アマチュア無線の有効活用、関係会社との協定につきましても検討してまいりたいと考えております。

また今年度より情報防災を担当するメンバーで、災害時等の情報伝達が必要となる場面において、誰が、いつ、何を、どのようにして情報を伝えるか、災害時にははんらんする情報を有効かつ効率的に伝達できる仕組みづくりの検討を現在具体的に進めているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

もう、その答弁されてからだいぶたちますけど、まだやっておられないようでして。

四国情報管理局、電気通信管理局によりますと、11月9日現在で黒潮町の中に簡易業務無線、業者が使われておる建設会社等が使われておる無線局が58局あります。それからアマチュア無線はですね、現在コールサインを持っておられるのが133局あります。黒潮町で調べればそういうふうに出てきます。実際にはこれで従事者免許、局を扱う従事者免許を持っておられる方は町内にまだたくさんおられると思いますし、この現在並んでおられる管理職の中にも何人か、その従事者免許を持っておられる方もおると思いますので、そういう方たちにですね、やっぱり聞いていただいて、早めにこの対策をしておかないと。先ほどにも言いましたように、津波より先に深層崩壊が起きると。その四国羅針盤でも言うておりましたが。そういう集落は孤立化しますと、特に高齢者の方たちがたくさんおられますので、そういうとことの連絡調整には一番有効かなと。今、衛星電話を構えられておりますが、1回線しか確保できないわけですね、それでも。けどその通信であれば、いろんな形でここと連絡できますし金額もそんなに掛かるわけでもございませんので、ぜひその調査をしていただいでですね、協力をしていただくと。

それから電源の喪失っていうのはなくなるということがありますが、電源なくなってももし、車に積んでおられる方がこれ大半おるとおられるんですが、車に積んでおればバッテリーでそこから連絡が取れるということになってきます。ちょっとしたアンテナで黒潮町から大阪や東京まで届きますので、そういう周波数もございますので。非常にこういう谷がこんな所で電波が通りにくい、超短波では届きにくい所があればですねそう

というのが有効に活用できると思います。

既に土佐町とか大豊町の付近の山岳部はですね、この衛星携帯電話だけでは通信確保ができないので協力を
していただいて、庁舎内にですね町が機器を購入してですね、その町内の各アマチュア無線とかそういう所か
ら入ってくる情報を受けれるような体制を作っておるようです。せつかく町の職員にもそういう資格を持って
こられた方がおりますので、有効活用されるべきでないだろうか。まあ協力していただけるようにするべきで
はないだろうかと思えます。

正確に知っているのは、その大豊町と土佐町には、大豊町ではアマチュア無線非常通信協力会というのが発
足しております。それから土佐町には防災無線クラブというのが24年の12月7日にできておりますので、そ
の両町あたりにですね詳しく聞けばどんなにしてやったかということも分かりますし、経費的なことも分かると
思えます。そんなに経費は掛かりませんので、ぜひこの通信の確保というのはやっておかないとですね、電話
だけではなかなか通信もできませんし、深層崩壊が起きたらもうそこへも行けないということになってきます
ので、そういうときの情報が入ってくる方法をやはりいち早く確保してですね、今度の何言いますか、現行の
地域防災計画の見直しのときにですねきちっと加えていくということが大事だと思えますが。

そういう調査をされて、まあ大豊町であつたりとか土佐町あたりも訪ねてですね、対策していく考えはござ
いますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、このアマチュア無線の活用というのは非常に大事だと認識しております。ただ一昨
年のご質問に対してこちらができてなかったということで、誠に申し訳ないと思っておりますけれど。

先ほど申しましたけど、高知県の広域の防災訓練では既にこういうふうなアマチュア無線を使った訓練をさ
れておりまして、その中には黒潮町から参加されている方もおいでるということも存じております。そういう方、
それからまた議員も直接、非常にこういうことに詳しいようですので、議員のお力も借りながらですね、町内
でどういふふうなことができるのか調査研究をしていきたいと思えます。

なお大豊町、土佐町の方が先進地であるということもございますので、そちらの方からも勉強させていただ
きたいと思えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

今できてないものを今すぐにといいわけにはいけないと思えますが。先ほど言いましたように、地域防災計
画をきちっとする上でですね、それまでにやはりそういう調査をしていただいてやっていただくと。先ほども
言いましたように、簡易無線でも58局、私の知ってる範囲で58局。それ以外の業務用無線もあると思うん
です。そのほとんどがですね、車に積んでおるがほとんどです。会社との連絡用に会社へは置いてありますけ
ども、それからの連絡用に車、ダンプとか業務用の車とかいうのに積んでおられる方がおると思えますので、
そういう協定を結んでおればですね、いざというときに非常にこう役立つということになるかと思えます。

アマチュア無線のは133局ですけども、現在置いておるのは。その従事者免許を持ってる方たちから言えば、
これの3倍、4倍おられると思えます。ぜひそういう付近を調査していただいてですね、今後対策を高めてい

ってほしいと思います。

ほんで、そのときにも言うておりましたが孤立集落がですね、テレビでは四国で1,242、高知県で803、愛媛に217、香川で12、徳島で210の孤立集落が出る予想だということで、県の方に尋ねてみましたら県の方はまた数字が違いまして、平成22年ごろに調べて960ということでした。高知県で。そのうちの29集落が黒潮町だと伺ってます。NHKが調べたのは国の方で調べた部分でして、高知県は803ということで少なくなってますが。この孤立集落も今年度、県は再度調査するようですし、そういう3.11以降の数字はだいぶ変わってくると思いますので、それらも含めてですね、そこの地域にどういふ方たちがおって連絡が取れるかということも併せてお願いしたいと思います。

次にですね、有害鳥獣対策について伺います。

本年度の黒潮町内の狩猟免許所得者は何名おられるのでしょうか。

また有害鳥獣の捕獲駆除数、鳥獣被害対策実施隊というのが今年からできましたけども、その出勤回数や成果はどのようになっておられますでしょうか。

伺います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは藤本議員の鳥獣対策についてお答えさせていただきます。

本年度の町内狩猟免許取得者は、12月13日現在、わなが9名、銃はゼロです。

それから有害鳥獣の捕獲駆除数ですが、これは11月14日までの分として報告させていただきます。イノシシが671頭、シカが33頭、ハクビシンが39頭、カラスが32羽です。

それから、今年6月に発足しました鳥獣被害対策実施隊の出勤回数と成果についてですが。出勤回数については25回、110名。成果についてはイノシシ5頭ということとなっております。

これについて猟友会実施隊員の感想を聞きますと、夏場の稲の収穫時には駆除の要望が数多く寄せられますが、人もイヌも暑さに耐え切れず、短時間の駆除となるようです。今年は特にイノシシのうり坊が多く、7月から10月にかけておりによくかかり、一度に3、4頭がかかることもあったようです。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

有害鳥獣の方は、本当に成果が上がって、昨年440だったのが671ですかね。ものすごく多い量が捕られております。まあ、それだけおるといふことだと思えますが。

ただ、25年度の狩猟登録者が随分少なかったですが、ゼロということはないと思うんですが。それは違うところがやないですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

免許の取得者ということで、銃の方はゼロということになってますけど。

（議場で何事かのやりとりあり）

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

失礼しました。

狩猟登録者ですが、登録者の方は銃が64名、わなが78名、銃、わなの両方の方が15名です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

そしたら120何名ですかね。この登録者数でも、もう14、5年ほど前からいうたらもう半数ぐらいになっちゃうと思うがですよ。なかなか年齢も高齢化になってですね大変だという方がおられます。その中で、出動回数25回も行ってですね、おっばらってくれたと。確かに捕ったのは5頭であってもですね、その地域の住民の人たちは非常に喜んでおられますので、今後も継続して続けてほしいと思います。有害鳥獣の捕獲許可数はこの間聞きましたら74名おられるようでしたので、それがもっと増えるように町の方も努力をしてですね、啓発に努めていただきたいと思います。

次に移ります。2番になりますが、私の住む集落も被害が出てますが、先月、有井川地区の住民の方にお話を伺いますと、野菜畑に小動物が来るので網やトタンで囲いをしているが、それでも被害が出るので作る精がないという話でした。確かに見ますと、小動物が入ってですね、畑を荒らしたり作物を何言いますか食したりですね、いろいろあるようです。県のあたりにも聞きますと、これが黒潮町に限らず、特に幡多地域で被害が出ておるという話でございました。

そこで中山間地域での高齢者が丹精込めて作った作物がですね、小動物によって被害を被っています。イノシシとかそれ以外にもですね、そういう小動物によって被害が被ってますので。町として黒潮町有害鳥獣対策報奨金交付要綱第4条あたりにですね、タヌキとかアナグマ等の小動物を加えて駆除する必要があると考えますが。今はまあ猟期でございますので、猟期が終わった時点から対応できるように行う考えはございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、藤本議員の2番目の質問についてお答えさせていただきます。

小動物につきましては、確かに本年度は町内各地、特に住宅地や団地に出没しており、非常に難儀をしております。これにつきましては次年度以降報奨金等ということですので、関係者と協議して検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ十分協議をしていただいてですね、本当にお年寄りの方たちがせっかく丹精作った作物が荒らされて困ってますので、そこに協力をさせていただいておる捕獲をしていただく狩猟者の方というか、有害鳥獣の許可者の方にもですね、そういう形で、お礼といったらおかしいですけども町の方も協力していただければ、ある一定駆除が進むのではないかと思いますので、検討するとのことですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に移ります。

今年度から高知県にわな 50 丁がきたとありましたが、先に猟友会と話したときにですね、有害鳥獣の駆除の話はあるがわなやおりに対しての助成がないかという話がありました。おりについては 5 万円を限定で町単で 7 割補助があるとの伝えておりましたが、わなについてはありません。県も 540 丁のわなの助成が今回ありました。町も少し助成をしてはと考えますが、いかがでしょうか。

県に伺いますと、町や被害対策協議会等が購入して貸与とすれば、町は 1 割負担で事業ができるようです。町単で補助も良いですが、良い事業だと思しますので、町もほとんど要りませんので、国や県も本腰上げてやっていますので、町も本腰を上げてですね被害防止に努める考えはありますでしょうか。例えばおりを 50 作って、1 つが 60 万とすればですね、その 10 パーセントの 30 万で負担でいいと思います。

非常に国も県も非常にこの有害鳥獣対策には困っておりまして、こういう効率のいいというか有利な補助制度はないと思いますので、これを活用しない方法はないと思います。ぜひそういう方法でやっていただければ、今からまた新しい勉強、この間も試験があったようですのでそれを受けてですね、新しいなった方にもそういう形で対応できれば非常にスムーズにいくのではないかと思います。

香美市あたりも要綱を見えますと、有害鳥獣捕獲機材貸与要綱というのを作ってですね、そこはおりは 1 つでしたけども貸し出しをしておるようです。三原村でも村が購入をしてですね、お願いしておる方に 5 つでしたか。5 丁配付しておるようです。いろんな所がいろんな方法でやっておられますので、ぜひ町の方も考えて、県のその配付だけじゃなくて、町もわずかでもそういう方法をやって、一つのわながですね結構掛かりますので。県が今回作った分もですね、通常であれば 1 万ちょっとぐらいするのを県が独自にその業者との働き掛けてですね、地産地消ということで作ったのが、多く買えば 5,700 円ぐらいだということです。町がもし 500 買うとすれば 10 パーセント、28 万 5,000 円ぐらいで事が済みます。ぜひですね、町もそういう本腰上げてやるということを見せていただいて、住民に安心感を与えていただけたらと思います。

そういう考えはありませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは藤本議員の 3 番目の質問について答えさせていただきます。

11 月の下旬より、高知県より黒潮町にくくりわな 540 基の配付があり、地域ぐるみの捕獲を推進することになっています。12 月初旬より、狩猟免許の登録者の方に配布をして協力をお願いしています。また、わなのかけ方の実技講習を行い、捕獲技術の向上に努めています。また、狩猟免許試験につきましては定期的実施され、事前講習会受講料、試験料、登録料の助成も行っていますので、広報等で取得をお願いしているところです。

ご質問の件ですが、わなについては高知県では 25 年度より 3 年間で 1 万 3,000 個を市町村へ配付する予定で大量のわなの導入となっていますので、登録者の方には既存の分を含めて活動範囲が広がることも考えられますので、罠については成果を見ての対応を考えています。

おりについては、現行の黒潮町有害鳥獣捕獲おり整備事業の中で対応できると考えております。集落の代表者の申請で、事業費の 7 割以内の補助 5 万円を上限とするもので、小動物のおり 1 基当たりが約 1 万 5,000 円ですので、本年度も予算の残がありますのでご利用していただけたらと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

今おっしゃられたのは、確かに規則要綱の中にありますので分かりますが、それは部落から要請があつてですね、10 万の限度額のうち 5 万円を上限として 7 割ということのようですが。それで計算すると、その設置する方が結構負担が要るがですね。今度新規に取っていただく方が何名かおられますが、そういう方たちがやるにしては、なかなかその町に協力しながらですねだいぶ負担が要ることになってきます。

ほんで、この方法じゃなくて私が先ほど言いよつたのは、国のその事業を使えば、国と県のが合わせてやればですね、町が 1 割負担すればいいわけですよ。町が 1 割負担して、それを貸し出した方がずっと安くつきますので。町もそういう地域の要望に応えるためにそれで貸し出すということをするればですね、新しい狩猟の免許取つた方たちもそんなに負担しなくて済むわけですので。全員にせよというわけじゃなくて、そういう所、そういう事業がありますので。これは特別交付金で 8 割というのが決まっておるようでして。それを活用してですね利用するというのは大事なことじゃと思います。町単でその補助をやりゆうのも続けていただいたいんですが、それ以外にですね、そういう貸し出しの制度を使えば町の負担がほとんど要らなくて済みます。

これはぜひね、今度の当初予算あたりで考えていただくことはできませんかね。よそではできてますので。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

貸与等、まあ現在、先ほど私が言いました有害おりの補助 10 万が限度で、7 割補助の分については集落ぐるみの駆除ということで行っております。ほんで貸与となったら個人ということになりますので、そこらへん、その機材の管理ですね。そこらへんをどういうふうにするかということが問題になるかと思っております。

藤本議員が言われるように、確かにそちらの方が 10 パーセントの負担で小動物のおりの購入ができるということですので、そこらへんも含めて次年度予算の中で関係者と協議していきたいと思っております。

議長 (山本久夫君)

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

管理等についてはまた、先進的にやっておられる町は香美市らもごございますので、そこでのいろいろな問題点も分かっていると思っております。そういうところも聞きながらですねぜひ検討していただいて、せっかく取つてもですねなかなかそういうものがかかるのに経費が要するという方もおられますので、ぜひその町の負担本当 1 割で済む方法がありますので、ぜひそれを県とも協議いただいて。

なおかつ、1 万 3,000 個のそのわさが 3 年で配付される分もですね、今年黒潮町 540 来ましたけども、ぜひ来年も再来年もですね、非常に被害が多いということで、できるだけ多くの個数が来るようにですね要望も町長も含めて要請をしてほしいと思っております。

その付近は強く要請していただけますか。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

これにつきましては藤本議員がおっしゃるように、県の方に支援要望活動をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

ぜひそういう方向で、本当高齢者の方が困ってますので、ぜひお願いします。少しでも農作物の被害を少なくすることによってですね、荒れていく土地も防げるといいますし、荒れている土地が少なくなればそういう被害も少なくなってくるという、いい循環の方になっていただくようにお願いします。

それでは次に移ります。

条例、規則、要綱等の整理や、その起案者である職員の研修はできているのかということです。また研修は近年行われていることがありますでしょうか。

副町長にこれを伺いますが、今回、いろんな質問する資料のために例規集で要綱等を見たときに、既に改正がなされ業務が遂行されているのに、例規集の差し替えが行われていないことが分かりました。前回にも掲載されていないことがあって、言ったことがあります、告示行為が終われば次の加除の発注に間に合わせることも大事です。ほかにもありましたので、例規集を一度見直す必要があると思います。

住民からある相談を受けたときに、少し私も不安がありましたので例規を見たときに違いがありました。そこで担当の方に確認したら、決済を得て改正しているとのことで安心もしましたが。告示番号を取ったのに内容が不備なものもあり、修正待ちの例規に載せられないというものもあるようですので、条例、規則、要綱等の職員研修が必要ではないかと思えます。

条例を改正しますと、それに関係して規則、要綱等にも影響する場合がありますので注意が必要です。また例規集もですね分厚くなって見づらいですので、それで整理をしていただくとすればですね、3 分割ぐらいにさせていただいたらと思います。こんな状態で今とじてますので、はみ出ますよね。非常にこうやって開けても見にくいし、コピー取るにもまたこれははずしてやらないかんとかということになりますので、ぜひこの例規集もですねもう少し整理をしていただくということが大事やと思います。

例えばですね、どんな所が違うておるか言いましたら、ぱらぱらとめくっておってもですね、黒潮町の災害対策本部規定第 4 条第 3 項では既に条例が何年も前に改正され、地域担当副町長がいないのに、地域担当副町長を充てるということになってます。黒潮町の文書取扱規定の第 24 条から 27 条では、佐賀支所に総務課があることになってます。黒潮町の災害対策本部規定のは先ほど言いましたが、そういうこととか。それから、せんだって産建の委員会の中でもですね、道の駅、今度条例が出てますが。ビオスの場合はですね、その中に指定管理者の分が入ってます。指定管理者が別に。現在あるものから特別に、そこにビオスの分があります。今回の佐賀の分は入ってませんが、指定管理者制度をやるのであれば、児童館は佐賀の分に入っていてこの間のけましたけども。ぜひそういう整理をですね、やっぱりきちっとせんと何かおかしなことになろうかと思えますので、それはどういう形でやられますでしょうかね。

見直しや点検が遅ければ遅いほどですね経費が掛かるといいます。職員で何ともならんようになったら業者に頼まないきませんので、今のままで頼むとなりますと 3、400 万ぐらい要るんじゃないかなと想定はしますが。

この対応についてはやられますでしょうか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

それでは藤本議員の 3 番目、例規集の整理点検につきましてお答えをさせていただきます。

条例、規則、要綱等の整理は行政が事務事業を執行していく上で基本となるものでございますので、大変重要なものであると認識をしておるところでございます。その整理がですねできているかと言われれば、今、議員からも指摘がございましたけれども十分とは言えないところがございまして、現在、鋭意その整理を進め

ておるところでございます。

この原因はですね、事務多忙なこともございますが、職員の条例等に対するスキルに少し問題があったのではないかというふうに思っております。そのスキルを高めるために、これまでもこうち人づくり連合が毎年開催しています職員の法務執務研修会に希望を取って参加さしてきたところでございますが、研修参加者は2、3人と少なく、十分な研修ができてなかったのではないかというふうに反省もしているところでございます。

このため平成25年度には町独自で職員法制執務研修会を5月に、また9月には、電子書棚操作研修および例規システム操作研修を実施してまいりました。その参加者は5月が16名、9月が24名ということでございまして。このように平成25年度は専門講師をお招きし、職員法制執務研修を独自に開催し職員のスキル向上に努めていったところでございます。しかし法制執務につきましては、通常の事務とは違い、特殊で大変難しい部分でございますので、単年度計画ではなく継続的な取り組みが必要でないかと考えております。その取り組みとしまして、まず平成26年度には法務研修計画を策定し町独自の研修を継続し、かつ充実させていくとともに、こうち人づくり広域連合主催の研修会などに計画的に参加させ、職員のスキルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

また、例規集の今後の整理でございますけれども、まず26年度にはですね、担当課の方でそれぞれ整理をさせていただいて27年度に専門業者に委託してですね、一括整理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今、副町長が答弁されたようにですね、非常に大事なことだと思います。それで研修の方も十分でなかったということですので、来年度といいますか、中でですね研修を、全職員をできたら対象にやっていただきたいし。そして係長とか主幹とかに登用するといいますか、そういう係長になる前の職員等については必ずその受けていただくと。そうでなければそこにしませんよと。係長の給料にしませんよというぐらいの、職員の方にも言っていただいでですね。そういう資格を持って係長になるというような方向を付けておけば比較的参加者も、募集しても少ないというのであればですね、そういうような方向付けも必要ではないかなと思いますし。

ぜひそういうような方法も使ってですね、できるだけ不備をないようにしていただいたら、非常に見る側としてもですねありがたいと思います。ぜひそういうような方向で今後やっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、2時40分まで休憩します。

休 憩 14時 22分

再 開 14時 40分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5番（亀沢徳昭君）

それでは議長からの許可がありましたので、通告書に基づき質問を致します。

先月 11 月 22 日に成立をした南海トラフ巨大地震対策特別措置法、そして今月 4 日に成立をしました国道強靱化基本法を受け、地震津波防災減災対策が加速される状況になってきております。今回、私は震災対策について次の 2 点質問を致します。

まず高台移転についてですが、これは同僚議員あるいは先輩議員からの質問があって、ある程度の回答は得ておりますが。ちょっとダブるところがあるかもしれませんが、そのへんはご了承をお願いします。

まず、備えあれば憂いなしということわざがありますように、特に震災対策においては、事前の対策は事後の対策より命の安全性あるいは震災復興に要する時間、コスト面においても、これは圧倒的に有利であるということは誰もが認識してるところです。震災前の高台移転については 6 月議会で質問をし、町長の答弁からも地震、特に津波浸水対策についてはベストな方法であることは誰もが確認をしたところでした。その後、9 月 28 日からの高知新聞に、高台移転にかんする特集の記事が出口地区において、高台移転についての町の説明会から行われた内容を皮切りとして計 8 回の連載をされております。その間にテレビでもその高台移転については放映もされておりました。また今回成立をした南海トラフ巨大地震特別措置法では、今ある現行の防災集団移転促進事業に比べて、津波避難路、避難場所の整備のいわゆる補助率のかさ上げ、あるいは病院、学校等の移転の補助。またこれは地元の方なんかも、特に農家の方が期待をしてるようですが、農地転用の緩和というような津波対策、高台移転に対する支援の拡大が図られる内容を踏まえて、高台移転についてこれから町民の関心がますます高まってくると思われまます。

しかしこの高台移転にはですね、6 月のときにも少し触れたと思うんですが、6 月の議会での町長の答弁にもありましたように、移転する人のいわゆる経済的負担、それからコミュニティーの問題がこの新聞の特集からも浮き彫りにされてきております。しかしこれらの問題も含めて、高台移転が黒潮町の置かれている現状からすればベストな方法であり、町長が危惧（きぐ）しておるところのいわゆる震災前過疎というものを防ぐためにも、高台移転を積極的に進めていくようお願いをします。

この高台移転についてはさっきも言いましたように、同僚議員、先輩議員が質問をしますので、今回私は、その高台移転ができない方について質問を絞っていきます。いわゆる集合の中に移転促進地域に指定をされ、その地区全体が住民の合意を得て移転する場合にはこれ何ら問題はないんですが、先ほど言いましたように何らかの理由で移転ができない人たちが残った場合にどのように町は、その残った人に対してどのような措置を取るのか。対処を考えているのか伺います。

それと同時に、これは金子繁昌県議がですね 3 月の定例会で、入野松原の中あるいは運動公園に複数の人工高台、いわゆる命の丘構想というのを出して一般質問をしていますが、そのときの執行部の答弁として土木部長は、提案のあった広場の盛り土方式の避難場所は効果的と考えられるので、黒潮町の避難計画と整合性を図りながら検討するという答弁をしております。それから林業振興環境部長の答弁はですね、黒潮町が津波避難計画を検討する中で命の丘も含めて入野松原の在り方について関係機関とともに検討をしていきたいというふうに答弁をしております。

それで、県からこの点についてのいわゆる町への働き掛けがあったのかを伺います。この人工高台についてはですね、確か平成 24 年の 6 月議会で下村議員と私が質問をし、その人工高台の優位性を認め積極的に検討をしていきたいという答弁を町長の方からいただいていると記憶をしていますが、どうでしょうかということでも伺います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、亀沢議員の地震防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1番目の高台移転についてでございますけれど、昨年、南海トラフ巨大地震にかんする新想定が公表されて以降、各地域で開催した地区別懇談会等の中で、高台移転にかんして早くから、また多くの住民の方から質問や要望がありました出口地区を対象に、10月から正式に出口地区高台移転勉強会を開催しております。この勉強会は出口地区の代表者、黒潮町、県などにより出口地区の現状や移転にかんする補助制度、負担額などの情報を共有して、住民主体での高台移転についての理解を深めてもらうために開催しているものです。1回目は10月に開催し、出口地区の津波浸水予測について。そして高台への移転に活用できる事業、防災集団移転促進事業、その他の事業についてというテーマで実施をいたしました。2回目が11月に出口地区の現状と将来像、将来像と申しますのは出口地区の将来の人口や世帯数、数年後の状況をシミュレーションしたものでございます。そして東日本大震災の被災地での高台移転の事例というテーマで勉強を実施をいたしました。そして3回目でございますけれど、今月26日に県が算出したモデルケースでの個人の負担額、そして町の負担額を参考にしての意見交換会を予定しております。こういう勉強会を当面は来年の3月まで、月に1回のペースで実施を予定しております。

防災減災を目的に実施する高台移転、いわゆる事前復興目的の高台移転という事例は全国的に見てもほとんど事例がなく、本勉強会は事前復興目的の高台移転をする場合の具体的な課題の洗い出しができるのではないかと考えております。その課題の中には、議員ご指摘の高台移転が難しい人たち、したくない人たちにどのように対処するのかという課題も出てくるものと思いますが、それぞれの課題に対して地域の合意形成や町の財政負担能力も含めて、どこまで現実的な事業に落とし込めるものかを具体的な事例をもって検討していきたいと思っております。なお、震災前の高台移転の実現性にかんしては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、および強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の成立により、これから出される各政省令を特に注視していきたくと思っております。

また人工高台、命の丘構想につきましては、議員おっしゃりましたとおり、これは議会の方では、平成24年12月の高知県議会だと認識しておりますけれど、その議会で、入野松原周辺に人工高台の整備をしようかという議論がされておるのは存じております。その中で、県の見解としては効果的であるという見解と、それから入野松原の防風防潮の機能を低下させる懸念というふうな2つの面で議論がされております。そして、黒潮町の津波避難計画と整合性を図りながら検討を進める方針についても示されております。

黒潮町と致しましては、入野松原周辺への人工高台のいわゆる命の丘整備については、土佐西南大規模公園利用者の安全確保の視点からも非常に有効であると考えており、今後、黒潮町津波避難計画の中で位置付けを明確にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

金子議員のところ、私の記憶違いなようで。確か12月だったと思っております。そこは訂正をします。

今、私が質問をした、いわゆるこの高台移転ができない人たちの対処というのがちょっと今の答弁からはまだちょっと私、理解をよくしてないので、もう一度そのへんを絞ってお願いを致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

今の答弁で十分答弁できてない部分であったかもしれませんが。

議員のご質問の中で、高台移転が難しい人たち、したくない人たちにどのように対処するか。いわゆる議員は、ご質問では具体的な対処方法があるかないかというふうなことを含めてご質問されていると思いますけれど、現在、高台移転というのは非常に大きな課題があります。現在は勉強会というレベルでございまして、さまざまな洗い出しをする必要があろうかと思っております。

まず大事なのは、まず地域の合意の取り方、あるいは町の財政的な負担の在り方。これは国の補助制度、そして県の支援、どれぐらい受けれるのか明確なものはですね、厳密に言うともまだ分からないし。それからこの新法がですね、整備された法律がどのような形で政省令に反映されるのか分からない状況でございまして。それによって、この議員がおっしゃられるしたくない方、できない方。対応をどういうふうにするか、回答が多分かなり違ってくると思います。それを考えずに答えればですね、例えば公営受住宅を建設して対応することも一つの方法としては、総論理論的にはあろうかと思うんですけど、まだそこをですねどうするかという回答するまでには、まだ勉強で課題の洗い出し段階でございまして、まだなかなかできにくい状況でございまして。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

確かにまだこの法律ができたばかりで、いろいろと条例とか何とかが整備されてない状態では難しい問題だということが分かりました。

それとこれは置きまして、次のところに行きます。次は蛸瀬川左岸のかさ上げと補強についてことで質問をさせていただきます。このかさ上げ補強についてはですね、津波のこの侵入する時間を遅らすことによって、例えば1分でも2分でも遅らすことによって、それだけ多くの命が助かるということは理解できると思います。

先月の7日に開かれました衆議院の災害対策特別委員会において、町長が参考人として出席、意見を述べられことは周知のとおりです。翌日の新聞記事にそのときの参考人意見陳情の概要が載っておったわけですが。その中で記事の最後の部分ですが、ソフト対策だけでは守れない命がある。高齢者など要介護者の避難を完了させる効果が高いのは、防潮堤、防波堤やというふうな記事がありました。これは全く、私としても同感です。津波を押さえ込むのではなくてですね、当然、津波による浸水は当然あるものとして、その浸水時間をいかに遅らせるかというのが、先の東日本大震災の教訓からして大事であると思っております。

それにつきまして、蛸瀬川左岸堤のかさ上げ補強についてここから2番目の質問をしていくわけですが。蛸瀬川左岸の河口付近は見てのとおり、高さも入野漁港の防波堤よりも低いんじゃないかというように思われる状況です。かさ上げの高さは最低でも蛸瀬橋と同じ高さにし、また、蛸瀬橋から上流においてもかさ上げをお願いをしたいです。このかさ上げにより、万行あるいは下田の口への津波の浸水時間が多少でも、1分、2分でも遅れることによって、先ほど言いましたように助かる命が大幅に増えてくると思われます。

この蛸瀬川左岸堤のかさ上げ補強についてはですね、実は産業建設委員会の方で8月の6日に幡多土木事務所の方々と各部落からの要望があって、その要望箇所を視察をしたときにですね、現地において係の方にかさ上げ補強をしてくださいという要望は産業建設委員として要望はしておりますが。町としてはどのようにこのかさ上げ補強について対処をしているのかお伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは通告書に基づきまして亀沢議員の1番、地震、防災対策についての②、蛸瀬川左岸堤のかさ上げ補

強についてのご質問にお答えを致します。

蛸瀬川の堤は昭和20年代前半に築かれました、高さの低い空石積みの堤でございます。議員ご質問のとおり左岸堤のかさ上げ補強につきましては、津波による浸水時間を遅らせ、周辺住民の方々の避難時間確保のためには大変重要でございます。毎年、高知県および高知県議会へ強く要望をしているところでございます。本年も5月15日に高知県議会産業振興土木委員会へ、また先ほど議員おっしゃられましたとおり、8月5日から6日にかけて町議会、産業建設常任委員会の皆さまにもご同行いただき、高知県幡多土木事務所へ現地調査も含め強く要望をしたところでございます。

現在、高知県では県管理河川において地震津波高潮対策の調査を実施しておりまして、蛸瀬川につきましては重要河川と位置付け、昨年度基礎調査を実施しました。そして液状化による沈下量を把握をしまして、概略評価により対象の必要な区間を抽出をしております。また施設設計上の津波高さもですね、本年11月に開催されました高知県地震・津波防災技術検討委員会で決定をされております。今後は津波からの避難時間の確保や背後地の重要性など、ほかの河川と調整を図りながら事業化について検討を行うとお聞きをしております。

町としましても、土佐西南大規模公園利用者や蛸瀬川周辺住民の多くの命を守るためにもですね、早期の事業化に向けて今後も関係機関へ強く要望してまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

この河川のかさ上げというのは、ただ今答弁にもありましたように、かさ上げすることによって浸水時間を遅らす。それによって助かる命があるということを町としても確認をしてるようですので、これから先も強く関係機関に要望していつてもらいたいと思います。

今回、私はこの高台移転あるいは人工の高台、それから河川堤防のかさ上げについて質問をしたわけですが、これは河川堤防についてはこの蛸瀬川だけを取り上げたわけですが、これはほかの河川についても同じことだということで先ほどの答弁の中にもありました。

また防波堤についてはですね、これちょっと私興味あって調べたところ、富山大学の奥村弘講師が中心として考案された双胴型防波堤というのがあります。双胴型というのは2つの胴。双胴船というのがありますが、そういうあれで。これはどういうあれかといいますと、津波をせき止めるのではなくてですね、波のいわゆる緩衝を利用して津波を軽減させるという構想で考えられたもので、これについては既に特許も取られてるようですが。そういう新しい、今までにない防波堤、防潮堤というのは、それを防ぐということじゃなくって、逆にそれはもうちょっと無理だ、不可能だということで、そういう新しい逆の発想的なことも研究されておるようですので。

そういう新技術の研究も視野に入れてですね、この新想定から注目されたこの黒潮町が、一人の犠牲者も出さないをスローガンとして、自助、共助を中心としたソフト面と、それから避難タワーとか避難道をはじめとしたハードの面の充実をもって、全国一防災震災に強い町に住民、町が一体となって取り組んでいくことを願って、今回の質問を終わります。

時間が少し余りましたが。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 09分